

## 基本計画書

基本計画							
事項	記入欄						備考
計画の区分	大学の収容定員に係る学則変更						
設置者	コクリツダイガクホウジン ヒロサキダイガク 国立大学法人 弘前大学						
大学の名称	ヒロサキダイガク 弘前大学 (Hirosaki University)						
大学の位置	青森県弘前市大字文京町1番地						
大学の目的	弘前大学は、教育基本法(平成18年法律第120号)第7条の規定に基づき、広く知識を授け、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させ、人類文化に貢献しうる教養識見を備えた人格者を育成することを目的とする。						
新設学部等の目的	現在の医療を取り巻く環境の変化や社会経済状況の変化に伴い、医師の不足・地域偏在は依然として大きな問題であり、へき地を含む地域での医師の確保は極めて困難なものとなっている。本学が位置する青森県は全国でも医師の不足が特に深刻であると認められたことから、重点的な医学部定員の暫定措置を実施してきたところであるが、依然として医師の不足は深刻な状態にある。よって、これまでに実施された重点的な医学部定員増措置（27名）を継続し、より一層の医師確保対策を推進する。						
新設学部等の名称	修業年限	入学定員	編入学定員	収容定員	学位又は称号	開設時期及び開設年次	所在地
	年	人	年次人	人		年 月 第 年次	
	4	110	0	440	学士(人文社会科学) [Bachelor of Humanities and Social Sciences]	平成28年4月 第1年次	青森県弘前市大字文京町1番地
	4	155	0	620	学士(人文社会科学) [Bachelor of Humanities and Social Sciences]	平成28年4月 第1年次	同上
	4	140	0	560	学士(教育学) [Bachelor of Education]	平成12年4月 第1年次	青森県弘前市大字文京町1番地
	4	20	0	80	学士(教育学) [Bachelor of Education]	平成12年4月 第1年次	同上
医学部 医学科	6	112 (85)	2年次20	637 (610)	学士(医学) [Bachelor of Medicine]	令和4年4月 第1年次	青森県弘前市大字文京町5番地  医学部医学科の今回の27名の入学定員の増員は、令和4年度のみ臨時定員増である。また、医学部医学科の令和3年度における収容定員は772名である。
		(人)		入学定員	収容定員		
		令和3年度	112	772			
		令和4年度	112	772			
		令和5年度	85	745			
		令和6年度	85	718			
		令和7年度	85	691			
		令和8年度	85	664			
		令和9年度	85	637			
		令和10年度	85	610			

新設学部等の概要	保健学科	4	200	3年次	30	860	学士(看護学) 学士(保健学) [Bachelor of Nursing] [Bachelor of Health Sciences]	平成12年4月 第1年次	月林赤坂町甲八十八番地 66番地1	
	心理支援科学科	4	10		0	40	学士(心理学) [Bachelor of Psychological Support]	令和2年4月 第1年次	同上	
	理工学部 数理科学科	4	78	3年次	2	316	学士(理工学) [Bachelor of Science and Technology]	平成28年4月 第1年次	月林赤坂町甲八十八番地 町3番地	
	物質創成化学科	4	52	3年次	1	210	学士(理工学) [Bachelor of Science and Technology]	平成18年4月 第1年次	同上	
	地球環境防災学科	4	65	3年次	2	264	学士(理工学) [Bachelor of Science and Technology]	平成28年4月 第1年次	同上	
	電子情報工学科	4	55	3年次	2	224	学士(理工学) [Bachelor of Science and Technology]	平成18年4月 第1年次	同上	
	機械科学科	4	80	3年次	2	324	学士(理工学) [Bachelor of Science and Technology]	平成28年4月 第1年次	同上	
	自然エネルギー学科	4	30	3年次	1	122	学士(理工学) [Bachelor of Science and Technology]	平成28年4月 第1年次	同上	
	農学生命科学部 生物学科	4	40			0	160	学士(農学生命科学) [Bachelor of Agriculture and Life Science]	平成20年4月 第1年次	月林赤坂町甲八十八番地 町3番地
	分子生命科学科	4	40			0	160	学士(農学生命科学) [Bachelor of Agriculture and Life Science]	平成20年4月 第1年次	同上
食料資源学科	4	55			0	220	学士(農学生命科学) [Bachelor of Agriculture and Life Science]	平成28年4月 第1年次	同上	

	国際園芸農学科	4	50	0	200	学士(農学生命科学) [Bachelor of Agriculture and Life Science]	平成28年4月 第1年次	同上	
	地域環境工学科	4	30	0	120	学士(農学生命科学) [Bachelor of Agriculture and Life Science]	平成20年4月 第1年次	同上	
	計		1,322 (1,295)	2年次20 3年次40	5,557 (5,530)				
同一設置者内における変更状況(定員の移行,名称の変更等)		該当なし							
教育課程	新設学部等の名称	開設する授業科目の総数				卒業要件単位数			
		講義	演習	実習	計				
	—	—科目	—科目	—科目	—科目	—単位			
教員	学部等の名称		専任教員等					兼任教員等	
			教授	准教授	講師	助教	計	助手	
	新	【学部】	人	人	人	人	人	人	
		人文社会科学部							
		文化創生課程	9 (10)	14 (15)	3 (3)	6 (6)	32 (34)	0 (0)	0 (0)
		社会経営課程	14 (14)	17 (17)	0 (0)	5 (5)	36 (36)	0 (0)	1 (1)
		教育学部							
		学校教育教員養成課程	26 (27)	28 (24)	0 (8)	12 (7)	66 (66)	0 (0)	74 (74)
		養護教諭養成課程	3 (3)	2 (2)	0 (0)	0 (1)	5 (6)	0 (0)	13 (13)
		医学部医学科	43 (41)	32 (32)	17 (17)	82 (82)	174 (172)	17 (17)	93 (94)
		医学部保健学科							
		看護学専攻	10 (10)	6 (6)	3 (3)	11 (11)	30 (30)	5 (5)	45 (45)
		放射線技術科学専攻	6 (6)	2 (2)	2 (2)	7 (7)	17 (17)	0 (0)	8 (8)
		検査技術科学専攻	6 (6)	4 (4)	2 (2)	5 (5)	17 (17)	0 (0)	47 (47)
		理学療法学専攻	3 (3)	2 (2)	1 (1)	4 (4)	10 (10)	0 (0)	11 (11)
		作業療法学専攻	3 (3)	1 (1)	3 (3)	3 (3)	10 (10)	0 (0)	8 (0)
		医学部心理支援科学科	4 (3)	4 (4)	0 (0)	0 (0)	8 (7)	0 (0)	39 (39)
		理工学部							
		数物科学科	9 (9)	10 (10)	0 (0)	1 (1)	20 (20)	0 (0)	12 (12)
		物質創成化学科	7 (7)	5 (5)	0 (0)	5 (5)	17 (17)	0 (0)	13 (13)
	地球環境防災学科	6 (6)	4 (4)	2 (2)	3 (3)	15 (15)	1 (1)	11 (11)	



概	分	産業創成科学専攻（修士課程）	13 (13)	13 (13)	0 (0)	5 (5)	31 (31)	0 (0)	15 (15)										
		計	184 (183)	159 (160)	34 (38)	94 (93)	471 (474)	0 (0)	— (—)										
既	設	医学部附属病院	0 (0)	9 (9)	35 (35)	61 (61)	105 (105)	35 (35)	0 (0)										
		被ばく医療総合研究所	3 (3)	2 (2)	0 (0)	3 (2)	8 (7)	0 (0)	0 (0)										
		地域戦略研究所	5 (5)	4 (4)	0 (0)	2 (2)	11 (11)	0 (0)	1 (1)										
		保健管理センター	1 (1)	1 (1)	1 (1)	0 (0)	3 (3)	0 (0)	0 (0)										
		国際連携本部	0 (0)	4 (4)	0 (0)	1 (1)	5 (5)	0 (0)	4 (4)										
		地域創生本部	0 (0)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	1 (1)	0 (0)	0 (0)										
		教育推進機構	0 (0)	5 (5)	1 (1)	4 (4)	10 (10)	0 (0)	65 (65)										
		COI研究推進機構	1 (1)	0 (0)	2 (2)	2 (2)	5 (5)	0 (0)	0 (0)										
		男女共同参画推進室	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (1)	1 (1)	0 (0)	0 (0)										
		計	10 (10)	26 (26)	39 (39)	74 (73)	149 (148)	35 (35)	— (—)										
要	合	計	218 (218)	214 (211)	74 (82)	242 (235)	748 (746)	58 (58)	— (—)										
教	員	以	外	の	職	員	の	概	要	職	種	専	任	兼	任	計			
										事	務	職	員	308 (308)	299 (299)	607 (607)			
										技	術	職	員	824 (824)	394 (394)	1,218 (1,218)			
										図	書	館	専	門	職	員	3 (3)	0 (0)	3 (3)
										そ	の	他	の	職	員	2 (2)	101 (101)	103 (103)	
計	1,137 (1,137)	794 (794)	1,931 (1,931)																
校	地	等	区	分	専	用	共	用	共用する他の 学校等の専用	計									
			校	舎	敷	地	201,728 m <sup>2</sup>	0 m <sup>2</sup>	0 m <sup>2</sup>	201,728 m <sup>2</sup>									
			運	動	場	用	地	82,910 m <sup>2</sup>	0 m <sup>2</sup>	0 m <sup>2</sup>	82,910 m <sup>2</sup>								
			小	計	284,638 m <sup>2</sup>	0 m <sup>2</sup>	0 m <sup>2</sup>	284,638 m <sup>2</sup>											
			そ	の	他	860,496 m <sup>2</sup>	0 m <sup>2</sup>	0 m <sup>2</sup>	860,496 m <sup>2</sup>										
合	計	1,145,134 m <sup>2</sup>	0 m <sup>2</sup>	0 m <sup>2</sup>	1,145,134 m <sup>2</sup>														
校	舎	専	用	共	用	共用する他の 学校等の専用	計												
		133,673 m <sup>2</sup> (133,673 m <sup>2</sup> )	0 m <sup>2</sup> (0 m <sup>2</sup> )	0 m <sup>2</sup> (0 m <sup>2</sup> )	133,673 m <sup>2</sup> (133,673 m <sup>2</sup> )														
教	室	講	義	室	演	習	室	実験実習室	情報処理学習施設	語学学習施設									
		96 室	138 室	573 室	17 室 (補助職員0人)	4 室 (補助職員0人)													
専	任	教	員	研	究	室	新設学部等の名称	室	数										
							大学全体	615	室										
図	書	・	設	備	新設学部等の名称	図書 〔うち外国書〕 冊	学術雑誌 〔うち外国書〕 種	電子ジャーナル 〔うち外国書〕 種	視聴覚資料 点	機械・器具 点	標本 点								
					大学全体	832,097[228,421] (832,097[228,421])	24,663[6,192] (24,663[6,192])	7,192[5,671] (7,192[5,671])	2,420 (2,420)	6,697 (6,697)	10 (10)								
					計	832,097[228,421] (832,097[228,421])	24,663[6,192] (24,663[6,192])	7,192[5,671] (7,192[5,671])	2,420 (2,420)	6,697 (6,697)	10 (10)								

図書館		面積		閲覧座席数		収納可能冊数		大学全体				
		7,351 m <sup>2</sup>		640 席		835,528 冊						
体育館		面積		体育館以外のスポーツ施設の概要						大学全体		
		4,851 m <sup>2</sup>		野球場 (2面)		武道場 (883 m <sup>2</sup> )						
				弓道場 (140 m <sup>2</sup> )		テニスコート (8面)						
				プール (50 m <sup>2</sup> )		サッカー・ラグビー場 (2面)						
				馬房 (196 m <sup>2</sup> )		400mトラック						
経費の見積り及び維持方法の概要	経費の見積り	区分	開設前年度	第1年次	第2年次	第3年次	第4年次	第5年次	第6年次			
		教員1人当り研究費等		—	—	—	—	—	—	—		
		共同研究費等		—	—	—	—	—	—	—		
		図書購入費		—	—	—	—	—	—	—		
	設備購入費		—	—	—	—	—	—	—			
学生1人当り納付金		第1年次	第2年次	第3年次	第4年次	第5年次	第6年次					
		—	—	—	—	—	—					
学生納付金以外の維持方法の概要			—									
大学の名称		弘前大学										
学部等の名称		修業年限	入学定員	編入学定員	収容定員	学位又は称号	定員超過率	開設年度	所在地			
		年	人	年次人	人		倍					
【学部】												
人文社会科学部		4	265	0	1,060	—	1.05	平成28年度	—			
文化創生課程		4	110	0	440	学士(人文社会科学)	1.04	平成28年度	青森県弘前市大字文京町1番地			
社会経営課程		4	155	0	620	学士(人文社会科学)	1.06	平成28年度	同上			
人文学部		4	—	—	—	—	—	平成17年度	—			
人間文化課程		4	—	—	—	学士(人文社会科学)	—	平成17年度	青森県弘前市大字文京町1番地			
現代社会課程		4	—	—	—	学士(人文社会科学)	—	平成17年度	同上			
経済経営課程		4	—	—	—	学士(人文社会科学)	—	平成17年度	同上			
教育学部		4	160	0	640	—	1.04	平成12年度	—			
学校教育教員養成課程		4	140	0	560	学士(教育学)	1.04	平成12年度	青森県弘前市大字文京町1番地			
養護教諭養成課程		4	20	0	80	学士(教育学)	1.06	平成12年度	同上			
生涯教育課程		4	—	—	—	学士(教育学)	—	平成12年度	同上			
医学部		—	322	2年次20、3年次30	1,672	—	1.01	昭和24年度	—			
医学科		6	112	2年次20	772	学士(医学)	1.00	昭和24年度	青森県弘前市大字在府町5番地			
保健学科		4	200	3年次30	860	学士(看護学) 学士(保健学)	1.02	平成12年度	青森県弘前市大字本町66番地1			
心理支援科学科		4	10	0	40	学士(心理学)	1.05	令和2年度	同上			
理工学部		4	360	3年次10	1,460	—	1.02	平成9年度	—			
数物科学科		4	78	3年次2	316	学士(理工学)	1.02	平成28年度	青森県弘前市大字文京町3番地			
物質創成化学科		4	52	3年次1	210	学士(理工学)	1.00	平成18年度	同上			
地球環境防災学科		4	65	3年次2	264	学士(理工学)	1.01	平成28年度	同上			
電子情報工学科		4	55	3年次2	224	学士(理工学)	1.05	平成18年度	同上			
機械科学科		4	80	3年次2	324	学士(理工学)	1.01	平成28年度	同上			
自然エネルギー学科		4	30	3年次1	122	学士(理工学)	1.01	平成28年度	同上			
地球環境学科		4	—	—	—	学士(理工学)	—	平成18年度	同上			
知能機械工学科		4	—	—	—	学士(理工学)	—	平成18年度	同上			
農学生命科学部		4	215	0	860	—	1.03	平成9年度	—			
生物学科		4	40	0	160	学士(農学生命科学)	1.03	平成20年度	青森県弘前市大字文京町3番地			

既設 大学等 の 状 況	分子生命科学科	4	40	0	160	学士(農学生 命科学)	1.02	平成20年度	同上	
	食料資源学科	4	55	0	220	学士(農学生 命科学)	1.02	平成28年度	同上	
	国際園芸農学科	4	50	0	200	学士(農学生 命科学)	1.04	平成28年度	同上	
	地域環境工学科	4	30	0	120	学士(農学生 命科学)	1.04	平成20年度	同上	
	【大学院】									
	人文社会科学研究科 (修士課程)	2	16	—	32	—	0.84	令和2年度	—	
	人文社会科学専攻	2	16	—	32	修士(人文社 会科学)	0.84	令和2年度	青森県弘前市大字 文京町1番地	
	文化科学専攻	2	—	—	—	修士(人文社 会科学)	—	平成11年度	同上	令和2年度 学生募集停止
	応用社会科学専攻	2	—	—	—	修士(人文社 会科学)	—	平成11年度	同上	令和2年度 学生募集停止
	教育学研究科 (専門職学位課程)	2	18	—	36	—	0.88	令和2年度	—	
	教職実践専攻 (修士課程)	2	18	—	36	教職修士(専 門職)	0.88	令和2年度	青森県弘前市大字 文京町1番地	令和2年度 定員変更(2)
	学校教育専攻	2	—	—	—	修士(教育学)	—	平成6年度	青森県弘前市大字 文京町1番地	令和2年度 学生募集停止
	医学研究科 (博士課程)	4	60	—	240	—	0.81	昭和33年度	—	
	医科学専攻	4	60	—	240	博士(医学)	0.81	平成16年度	青森県弘前市大字 在府町5番地	
	保健学研究科 (博士前期課程)	—	42	—	96	—	1.06	平成19年度	—	
	保健学専攻 (博士後期課程)	2	30	—	60	修士(看護学) 修士(保健学)	1.03	平成19年度	青森県弘前市大字 本町66番地1	
	保健学専攻	3	12	—	36	博士(保健学)	1.10	平成19年度	青森県弘前市大字 本町66番地1	
	理工学研究科 (博士前期課程)	—	132	—	276	—	0.86	平成14年度	—	
	理工学専攻 (博士後期課程)	2	120	—	240	修士(理工学)	0.93	平成22年度	青森県弘前市大字 文京町3番地	
	機能創成科学専攻	3	6	—	18	博士(理学) 博士(工学)	0.22	平成16年度	青森県弘前市大字 文京町3番地	
	安全システム工学専攻	3	6	—	18	博士(理学) 博士(工学)	0.50	平成16年度	同上	
	農学生命科学研究科 (修士課程)	2	50	—	100	—	0.83	平成14年度	—	
	農学生命科学専攻	2	50	—	100	修士(農学生 命科学)	0.83	平成24年度	青森県弘前市大字 文京町3番地	令和2年度 定員変更(△10)
	地域社会研究科 (後期3年博士課程)	3	6	—	18	—	0.94	平成14年度	—	
	地域社会専攻	3	6	—	18	博士(学術)	0.94	平成14年度	青森県弘前市大字 文京町1番地	
	地域共創科学研究科 (修士課程)	2	30	—	60	—	0.84	令和2年度	—	
	地域リノベーション 専攻	2	15	—	30	修士(地域共 創社会学) 修士(地域共 創工学)	0.83	令和2年度	青森県弘前市大字 文京町1番地	

産業創成科学専攻	2	15	—	30	修士(地域共創農学) 修士(地域共創経営学)	0.86	令和2年度	同上
<p>(附置研究所)</p> <p>名称：被ばく医療総合研究所 目的：本学における放射線被ばく医療に関する研究を推進し、各学部、各研究科等における教育の支援等を行うほか、緊急被ばく事故に対応できる専門的人材の養成を行うことを目的とする。 所在地：弘前市大字本町66番地1 設置年月：平成22年10月 規模等：保健学研究科内</p> <p>名称：地域戦略研究所 目的：本学における新エネルギーの研究開発及び食料科学に関わる専門的かつ学際的な研究を推進し、本学の教育研究の進展と社会及び産業の発展に資することを目的とする。 所在地：(新エネルギー研究部門) 青森市大字松原2丁目1番地3 (食料科学研究部門) 青森市大字柳川2丁目1番地1 設置年月：平成30年4月 規模等：(新エネルギー研究部門) 土地 1,604㎡, 建物 2,454㎡ (食料科学研究部門) 土地 524㎡, 建物 324㎡</p> <p>(附属図書館)</p> <p>名称：附属図書館 目的：附属図書館は、教育、研究及び学習活動に資するため、図書、雑誌その他の資料を収集、管理し、本学の職員及び学生の利用に供するとともに、地域社会の図書館活動に協力し、学術情報の利用に寄与することを目的とする。 所在地：(本館) 弘前市大字文京町1番地 (医学部分館) 弘前市大字在府町5番地 設置年月：(本館) 昭和24年5月 (分室) 昭和27年3月 規模等：(本館) 建物 6,131㎡ (医学部分館) 医学部内</p> <p>(学部等附属施設)</p> <p>名称：教育学部附属幼稚園 目的：幼児に適切な環境を与えてその心身の調和的発達を助長するとともに、教育学部における幼児教育の実証的研究に協力すること、教育実習の場となり、学生の実習指導を行うこと、幼児教育の促進向上のために、積極的に地域の教育機関に協力、寄与することを達成することをもって目的とする。 所在地：弘前市大字学園町1番地1 設置年月：昭和26年4月 規模等：建物 1,065㎡</p> <p>名称：教育学部附属小学校 目的：心身の発達に応じて初等普通教育を施し、併せて教育学部における小学校教育の実証的研究に協力し、又、学部の計画に従い、学生の教育実習の実施に当たるほか、小学校教育の振興、向上発展のために、積極的に地域の教育機関に協力、寄与することを目的とする。 所在地：弘前市大字学園町1番地1 設置年月：昭和40年4月 規模等：建物 8,288㎡</p> <p>名称：教育学部附属中学校 目的：小学校における教育の基礎の上に、心身の発達に応じて、中等普通教育を施し、併せて教育学部における中学校教育の実証的研究に協力し、また、学部の計画に従い、学生の教育実習の実施に当たるほか、中学校教育の振興、向上発展のために、積極的に地域の教育機関に協力、寄与することを目的とする。 所在地：弘前市大字学園町1番地1 設置年月：昭和40年4月 規模等：建物 8,209㎡</p>								



附属施設の概要

- 名称：教育学部附属特別支援学校  
 目的：知的障害者に対して、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を施し、障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けるとともに、教育学部における知的障害教育の実証的研究に協力すること、教育実習の場となり、学生の実習指導を行うこと、知的障害教育の発展のため、積極的に地域の教育機関に協力することを達成することを目的とする。
- 所在地：弘前市大字富野町1番地76  
 設置年月：平成19年4月  
 規模等：土地 10,605㎡, 建物 3,874㎡
- 名称：教育学部附属教育実践総合センター  
 目的：附属学校園及び他の教育諸機関並びに地域社会と連携し、教育実践と学修支援に関する業務を担い、実践的指導力を持つ教員の養成に寄与するとともに、地域社会の教育活動を支援することを目的とする。
- 所在地：弘前市大字文京町1番地  
 設置年月：平成13年4月  
 規模等：建物 541㎡
- 名称：教育学部附属教育養成学術開発センター  
 目的：教員養成学（教員養成の方法と効果に関する理論的実証的研究）を推進し、カリキュラム開発等に反映させることを通じて教員養成諸活動の不断の改善に寄与することを目的とする。
- 所在地：弘前市大字文京町1番地  
 設置年月：平成25年4月  
 規模等：教育学部内
- 名称：教育学部附属教員免許状更新講習支援室  
 目的：更新講習に係る企画、立案、調整及び実施に関すること、講習内容及び実施方法の改善に関すること等の業務を行い、本学における更新講習の充実及び発展に寄与することを目的とする。
- 所在地：弘前市大字文京町1番地  
 設置年月：平成28年10月  
 規模等：教育学部内
- 名称：医学部附属病院  
 目的：医学の教育及び研究の目的をもって、患者の診療を行うところとする。
- 所在地：弘前市大字本町53番地  
 設置年月：昭和24年5月  
 規模等：土地 95,226㎡（本町地区全体）、建物 72,370㎡
- 名称：医学研究科附属脳神経血管病態研究施設  
 目的：脳神経疾患の成因・病態の解明、診断法の確立、治療・社会復帰促進などに関する研究の推進を目指す。
- 所在地：弘前市大字在府町5番地  
 設置年月：平成11年4月  
 規模等：医学研究科内
- 名称：医学研究科附属高度先進医学研究センター  
 目的：プロジェクト型研究施設、共通機器施設としての機能を備え、疾病発生のメカニズムを分子レベルで解明し、実際の臨床の場に還元できるような研究を推進することを目的とする。
- 所在地：弘前市大字在府町5番地  
 設置年月：平成17年4月  
 規模等：医学研究科内
- 名称：医学研究科附属動物実験施設  
 目的：実験動物の飼育管理の充実を図り、精度の高い動物実験による高度な研究・教育の推進を目指す。
- 所在地：弘前市大字在府町5番地  
 設置年月：昭和54年4月  
 規模等：医学研究科内
- 名称：医学研究科附属子どものこころの発達研究センター

目 的： 様々な機関との連携を通し、子どものこころの問題に関する医療的支援や教育・研究活動を進め、東北地区の子どもに対する支援体制の整備や、研究拠点の創生を目的とする。

所 在 地： 弘前市大字在府町5番地

設置年月： 平成26年4月

規 模 等： 医学研究科内

名 称： 医学研究科附属健康未来イノベーションセンター

目 的： 産学官民連携の下、子どもから高齢者までの幅広い世代における社会医学的・スポーツ医学的研究など幅広い学際的な研究を行い、国民の体やこころの健康増進に関する提言、各種講演会・研究会等の開催、共同研究や国際交流等による指導的人材の育成を通じ、地域の活性化に資するとともに、我が国における医学的観点からの体やこころの健康・支援対策の社会実装モデルを提案することを目的とする。

所 在 地： 弘前市大字在府町5番地

設置年月： 令和2年8月

規 模 等： 医学研究科内

名 称： 理工学研究科附属地震火山観測所

目 的： 地震観測及び火山観測並びに地震及び火山に関する研究を行い、併せて学生の地震学の実習を行うことを目的とする。

所 在 地： 弘前市大字文京町3番地

設置年月： 昭和56年4月

規 模 等： 建物 268㎡

名 称： 理工学研究科附属医用システム創造フロンティア

目 的： 学内連携、地域連携による医用システムに関する研究、教育、社会貢献に関するCOC (Center Of Community：地域連携拠点)の機能を担い、研究分野では医学と理工学が協同し、地域企業との連携により新たな医用システム産業の創出を目的とする。

所 在 地： 弘前市大字文京町3番地

設置年月： 平成26年4月

規 模 等： 理工学研究科内

名 称： 農学生命科学部附属遺伝子実験施設

目 的： 動植物微生物の遺伝子及びその機能に関わる基礎研究と動植物の品種改良など遺伝子工学に基づく応用研究を推進することを目的とする。

所 在 地： 弘前市大字文京町3番地

設置年月： 平成5年4月

規 模 等： 建物 1,527㎡

名 称： 農学生命科学部附属生物共生教育研究センター

目 的： フィールドサイエンス教育及び研究の拠点施設として、青森県の基幹産業である農業を教育・研究の両面から活性化し、地域の優れた人材、資源、技術、環境を地域から日本全国または世界へと発信することを目的とする。

所 在 地： (藤崎農場) 南津軽郡藤崎町大字藤崎下袋7番地1

(金木農場) 五所川原市大字金木町芦野84番地

設置年月： (藤崎農場) 平成12年4月

(金木農場) 平成12年4月

規 模 等： (藤崎農場) 土地 142,607㎡, 建物 2,370㎡

(金木農場) 土地 358,798㎡, 建物 4,806㎡

名 称： 農学生命科学部附属白神自然環境研究センター白神自然観察園

目 的： 本学の教育、研究、社会連携による地域貢献の推進を図ることを目的とする。

所 在 地： 中津軽郡西目屋村大字川原平大川添101番地1

設置年月： 平成22年10月

規 模 等： 土地 178,560㎡, 建物 255㎡

名 称： 農学生命科学部附属深浦実験所  
目 的： 学生及び教職員の教育、研修及び課外活動を助成することを目的とする。  
所 在 地： 西津軽郡深浦町大字吾妻沢173番地  
設置年月： 平成12年4月  
規 模 等： 土地 798㎡，建物 165㎡

(学内共同教育研究施設)

名 称： 保健管理センター  
目 的： 本学学生等及び職員の保健管理に関する専門的業務の実施に当たることを目的とする。

所 在 地： 弘前市大字文京町1番地  
設置年月： 昭和42年6月  
規 模 等： 建物 477㎡

名 称： アイソトープ総合実験室  
目 的： 放射性同位元素を使用する教育研究及び放射性同位元素の使用に関する安全管理を行うとともに、一般社会に対する放射線障害の防止に関する啓発を行うことを目的とする。

所 在 地： 弘前市大字在府町5番地  
設置年月： 平成11年10月  
規 模 等： 医学部内

名 称： 出版会  
目 的： 学術関連図書及び教科書の刊行・頒布を主たる事業とし、本学の研究とその成果の発表を助成するとともに、我が国の学術・教育・文化の振興・発展に寄与することを目的とする。

所 在 地： 弘前市大字文京町1番地  
設置年月： 平成16年6月  
規 模 等： 附属図書館（本館）内

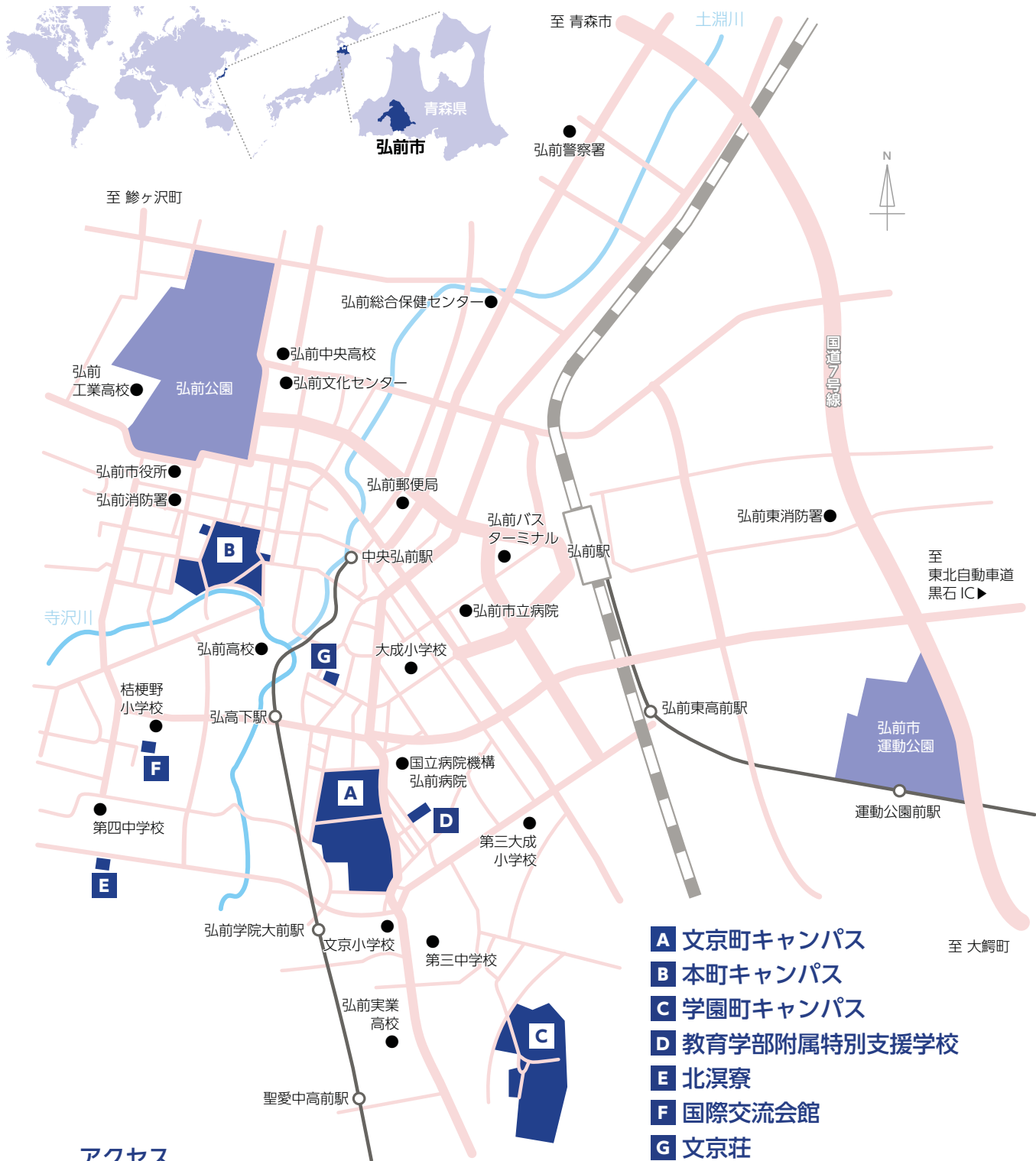
名 称： 資料館  
目 的： 本学における歴史的、博物的、学術的資料を展示、保存及び整理し、教育研究及び学習活動に資するとともに、地域社会の教育文化の発展に寄与することを目的とする。

所 在 地： 弘前市大字文京町1番地  
設置年月： 平成24年10月  
規 模 等： 教育学部内

## 国立大学法人弘前大学 組織の移行表

令和3年度	入学 定員	編入学 定員	収容 定員	令和4年度	入学 定員	編入学 定員	収容 定員	変更の事由
<b>弘前大学</b>				<b>弘前大学</b>				
人文社会科学部				人文社会科学部				
文化創生課程	110	0	440	文化創生課程	110	0	440	
社会経営課程	155	0	620	社会経営課程	155	0	620	
教育学部				教育学部				
学校教育教員養成課程	140	0	560	学校教育教員養成課程	140	0	560	
養護教諭養成課程	20	0	80	養護教諭養成課程	20	0	80	
医学部				医学部				
医学科	112	20	772	医学科	112	20	772	
保健学科	200	30	860	保健学科	200	30	860	
心理支援科学科	10		40	心理支援科学科	10		40	
理工学部				理工学部				
数物科学科	78	2	316	数物科学科	78	2	316	
物質創成化学科	52	1	210	物質創成化学科	52	1	210	
地球環境防災学科	65	2	264	地球環境防災学科	65	2	264	
電子情報工学科	55	2	224	電子情報工学科	55	2	224	
機械科学科	80	2	324	機械科学科	80	2	324	
自然エネルギー学科	30	1	122	自然エネルギー学科	30	1	122	
農学生命科学科				農学生命科学科				
生物学科	40	0	160	生物学科	40	0	160	
分子生命科学科	40	0	160	分子生命科学科	40	0	160	
食料資源学科	55	0	220	食料資源学科	55	0	220	
国際園芸農学科	50	0	200	国際園芸農学科	50	0	200	
地域環境工学科	30	0	120	地域環境工学科	30	0	120	
計	1,322	20	5,692	計	1,322	20	5,692	
		3年次 40				3年次 40		
<b>弘前大学大学院</b>				<b>弘前大学大学院</b>				
人文社会科学研究科				人文社会科学研究科				
人文社会科学専攻(M)	16	-	32	人文社会科学専攻(M)	16	-	32	
教育学研究科				教育学研究科				
教職実践専攻(P)	18	-	36	教職実践専攻(P)	18	-	36	
医学研究科				医学研究科				
医科学専攻(D)	60	-	240	医科学専攻(D)	60	-	240	
保健学研究科				保健学研究科				
保健学専攻(M)	30	-	60	保健学専攻(M)	30	-	60	
保健学専攻(D)	12	-	36	保健学専攻(D)	12	-	36	
理工学研究科				理工学研究科				
理工学専攻(M)	120	-	240	理工学専攻(M)	120	-	240	
機能創成科学専攻(D)	6	-	18	機能創成科学専攻(D)	6	-	18	
安全システム工学専攻(D)	6	-	18	安全システム工学専攻(D)	6	-	18	
農学生命科学研究科				農学生命科学研究科				
農学生命科学専攻(M)	50	-	100	農学生命科学専攻(M)	50	-	100	
地域社会研究科				地域社会研究科				
地域社会専攻(D)	6	-	18	地域社会専攻(D)	6	-	18	
地域共創科学研究科				地域共創科学研究科				
地域リノベーション専攻(M)	15	-	30	地域リノベーション専攻(M)	15	-	30	
産業創成科学専攻(M)	15	-	30	産業創成科学専攻(M)	15	-	30	
計	354	-	858	計	354	-	858	

# 都道府県内における位置関係



部局等所在地 / アクセス

- A** 文京町キャンパス
- B** 本町キャンパス
- C** 学園町キャンパス
- D** 教育学部附属特別支援学校
- E** 北溟寮
- F** 国際交流会館
- G** 文京荘

## アクセス

東京	東北新幹線 (約3時間10分)	新青森駅	JR特急 (約30分)	弘前駅	土手町循環100円バス (約15分)	大学病院前	本町キャンパス
	飛行機 (約1時間20分)	青森空港	弘南バス (約55分)	弘前駅	*6番 駒越線 (約15分)	本町	
札幌	JR特急 (約3時間30分)	新函館北斗駅	北海道新幹線 (約1時間10分)	新青森駅	JR特急 (約30分)	弘前駅	文京町キャンパス
	飛行機 (約45分)	青森空港	弘南バス (約55分)	弘前駅	*8番 金属団地・桜ヶ丘線 (約15分)	弘前大学前または弘大農学生命科学部前	
盛岡	高速バス ヨーデル号 (約2時間15分)			弘前駅	*3番 小栗山・狼森線 (約15分)	弘前大学前または弘大農学生命科学部前	学園町キャンパス
仙台	高速バス キャッスル号 (約4時間20分)			弘前駅	*3番 学園町線 (約25分)	学園町	

\*中央口のりば

## 最寄り駅からの距離、交通機関及び所要時間

### <文京町キャンパス>



#### ■JR 弘前駅より

- ・徒歩 約 20 分
- ・タクシー 約 5 分
- ・バス 約 15 分

JR 弘前駅前（中央口）3 番のりば

「小栗山・狼森線」または「学園町線」に乗車

「弘前大学前」または「弘大農学生命科学部前」で下車

#### ■弘前バスターミナルより

- ・徒歩 約 20 分
- ・タクシー 約 5 分
- ・バス 約 15 分

JR 弘前駅前（中央口）3 番のりば

「小栗山・狼森線」または「学園町線」に乗車し、

「弘前大学前」または「弘大農学生命科学部前」で下車

#### ■弘南鉄道

- ・弘高下駅で下車し、徒歩約 5 分
- ・弘前学院大前駅で下車し、徒歩約 7 分

### <本町キャンパス>



#### ■JR 弘前駅より

- ・徒歩 約 35 分
- ・タクシー 約 10 分
- ・バス 約 20 分

JR 弘前駅前（中央口）6 番のりば

「駒越線」に乗車し、「大学病院前」で下車

JR 弘前駅前（中央口）8 番のりば

「金属団地・桜ヶ丘線」に乗車し、「本町」で下車

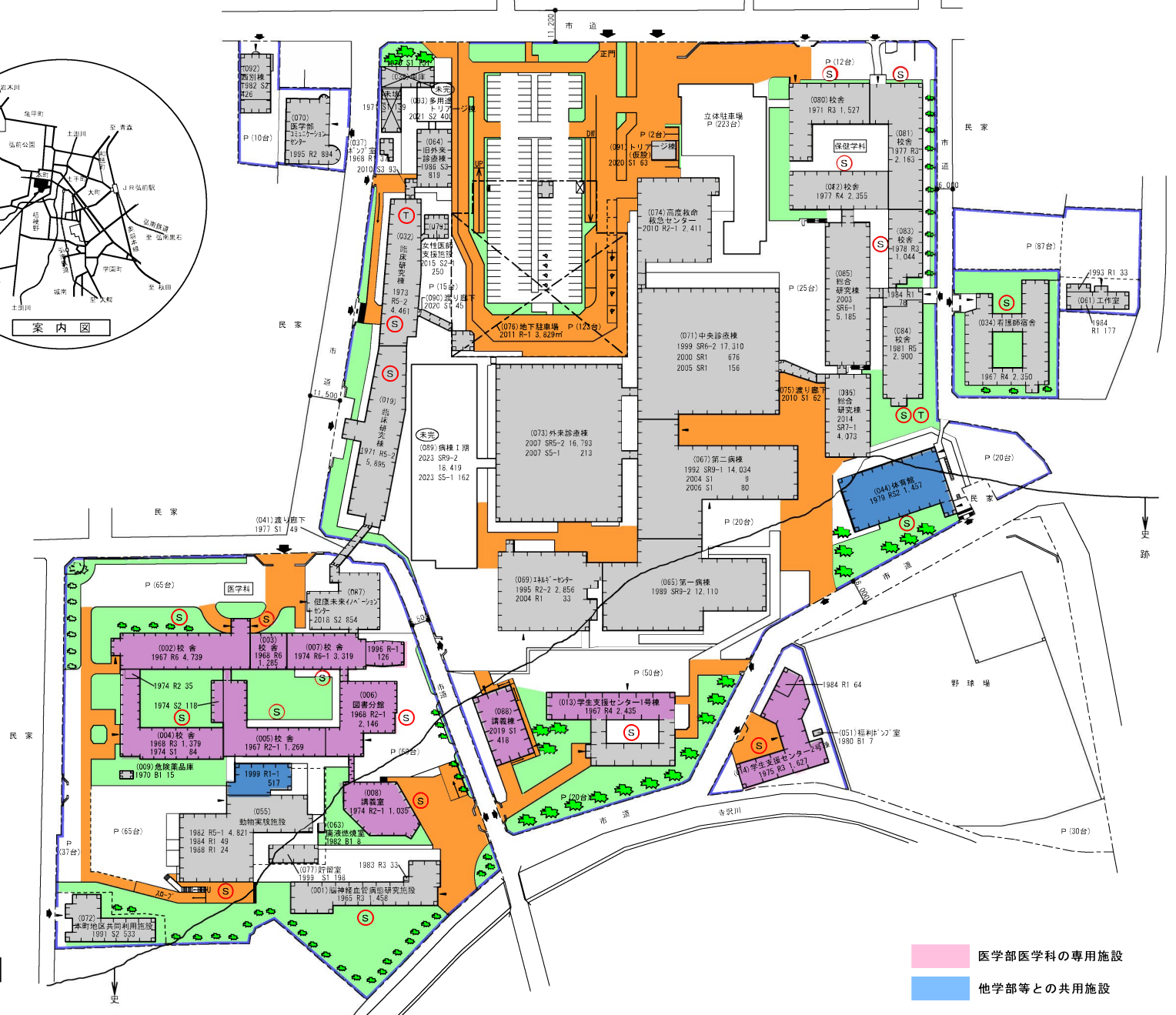
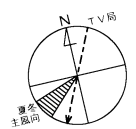
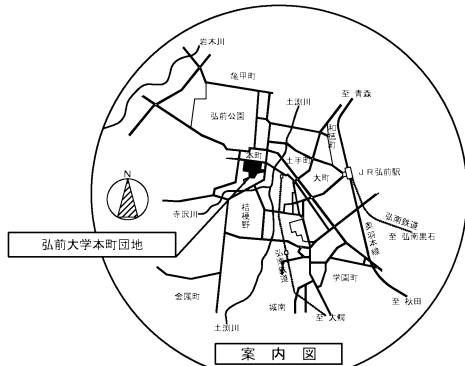
※土手町循環 100 円バスのご利用が便利です。

#### ■弘南鉄道

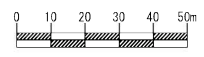
- ・中央弘前駅で下車し、徒歩約 7 分

配置図

	現有建物	(長期計画上完成) (長期計画上未完成)
	計画建物	(長期計画上完成) (長期計画上未完成)
	現有道路	(舗装) (その他)
	計画道路	(その他)
	P	駐車場
	—	団地
	—	よう壁
		樹木
		池・泉・川
		芝生
	—	境界
	—	敷地出入口 (主要出入口)
	—	(上記以外)
		未完成建物



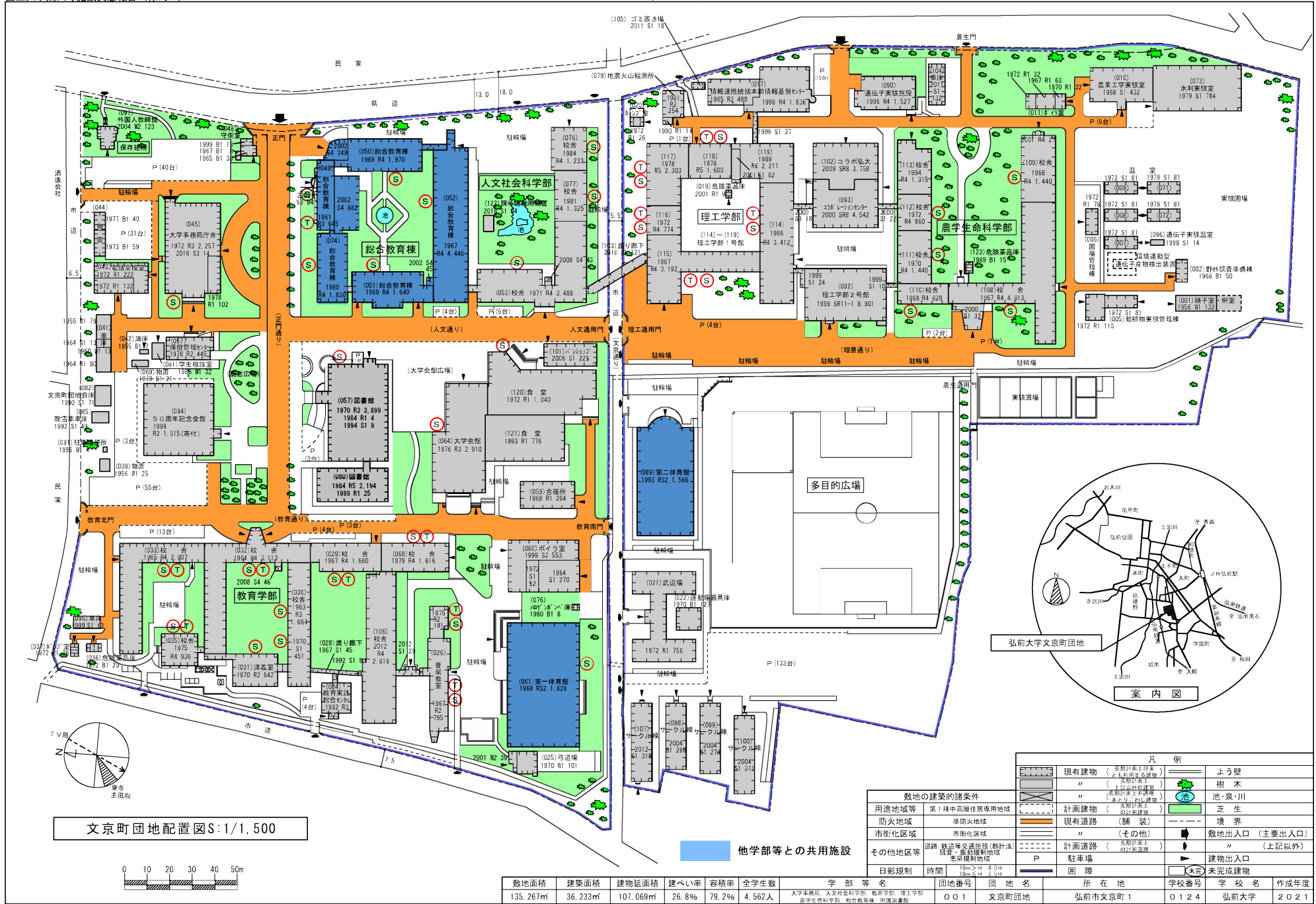
本町団地配置図S:1/1,500



医学部医学科の専用施設  
 他学部等との共用施設

敷地面積	建築面積	建物延面積	建ぺい率	容積率	全学生数	学部等名	団地番号	団地名	所在地	学校番号	学校名	作成年度
95,226㎡	35,682㎡	154,813㎡ (2.5倍)	37.5%	162.6%	1,988名	医学部(医学科) 医学部(保健学科) 心理支援科学科 医学部附属病院本館 脳神経血管病研究施設	002	本町団地	弘前市本町5-3	0124	弘前大学	2021

配置図





# 弘前大学学則（案）

（平成 16 年 4 月 1 日制定規則第 2 号）

## 改正

平成 22 年 9 月 28 日規則第 14 号	平成 23 年 9 月 28 日規則第 5 号	平成 24 年 2 月 24 日規則第 4 号
平成 25 年 2 月 20 日規則第 1 号	平成 25 年 10 月 1 日規則第 10 号	平成 26 年 2 月 14 日規則第 3 号
平成 27 年 3 月 20 日規則第 6 号	平成 27 年 9 月 14 日規則第 16 号	平成 27 年 12 月 14 日規則第 29 号
平成 28 年 1 月 27 日規則第 2 号	平成 28 年 3 月 18 日規則第 7 号	平成 28 年 6 月 17 日規則第 15 号
平成 28 年 7 月 15 日規則第 17 号	平成 28 年 9 月 28 日規則第 22 号	平成 29 年 1 月 13 日規則第 1 号
平成 29 年 2 月 22 日規則第 3 号	平成 30 年 3 月 26 日規則第 6 号	平成 30 年 9 月 26 日規則第 15 号
平成 30 年 12 月 18 日規則第 18 号	令和元年 11 月 15 日規則第 10 号	令和元年 11 月 28 日規則第 14 号
令和 2 年 3 月 19 日規則第 1 号	令和 2 年 3 月 19 日規則第 2 号	令和 2 年 3 月 19 日規則第 4 号
令和 2 年 4 月 23 日規則第 17 号		

## 目次

- 第 1 章 総則
  - 第 1 節 目的、自己評価等及び情報の積極的な提供(第 1 条―第 3 条)
  - 第 2 節 構成(第 4 条)
  - 第 3 節 収容定員(第 5 条)
- 第 2 章 学部通則
  - 第 1 節 学年、学期及び休業日(第 6 条―第 8 条)
  - 第 2 節 修業年限(第 9 条―第 11 条)
  - 第 3 節 教育課程及び履修方法等(第 12 条―第 20 条)
  - 第 4 節 入学、退学、転学及び除籍(第 21 条―第 35 条)
  - 第 5 節 休学及び留学(第 36 条―第 40 条)
  - 第 6 節 卒業、学位及び教育職員免許状(第 41 条―第 43 条)
  - 第 7 節 授業料(第 44 条・第 45 条)
  - 第 8 節 科目等履修生、研究生、聴講生及び特別聴講学生(第 46 条―第 50 条)
  - 第 9 節 学寮及び厚生施設(第 51 条―第 55 条)
  - 第 10 節 賞罰(第 56 条・第 57 条)
  - 第 11 節 公開講座、寄附講義、免許状更新講習及び特別の課程(第 58 条―第 61 条)
  - 第 12 節 その他(第 62 条)

## 附則

### 第 1 章 総則

#### 第 1 節 目的、自己評価等及び情報の積極的な提供

(目的)

第 1 条 弘前大学(以下「本学」という。)は、教育基本法(平成 18 年法律第 120 号)第 7 条の規定に基づき、広く知識を授け、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させ、人類文化に貢献しうる教養識見を備えた人格者を育成することを目的とする。

(自己評価等)

第 2 条 本学は、その教育研究水準の向上を図り、前条の目的及び社会的使命を達成するため、本学における教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 本学は、前項の点検及び評価の結果について、本学の職員以外の者による検証を行うよう努めるものとする。

(情報の積極的な提供)

第3条 本学は、本学における教育研究活動等の状況について、刊行物への掲載その他広く周知を図ることができる方法によって積極的に情報を提供するものとする。

## 第2節 構成

(学部及び学科)

第4条 本学の学部に、次の学科及び課程を置く。

人文社会科学部	文化創生課程 社会経営課程
教育学部	学校教育教員養成課程 養護教諭養成課程
医学部	医学科 保健学科 心理支援科学科
理工学部	数物科学科 物質創成化学科 地球環境防災学科 電子情報工学科 機械科学科 自然エネルギー学科
農学生命科学部	生物学科 分子生命科学科 食料資源学科 国際園芸農学科 地域環境工学科

2 前項の学部の教育研究組織は、別に定める。

## 第3節 収容定員

(収容定員)

第5条 収容定員は、別表第1のとおりとする。

## 第2章 学部通則

### 第1節 学年、学期及び休業日

(学年)

第6条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第7条 学年を分けて、次の2学期とする。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

(休業日)

第8条 休業日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日
- (3) 開学記念日(5月 31 日)
- (4) 春季休業
- (5) 夏季休業
- (6) 冬季休業
- (7) 学年末休業

2 前項第 4 号から第 7 号までに規定する休業日については、毎年度学長が定める。

3 第 1 項に定める休業日以外の臨時の休業日については、その都度学長が定める。休業日を変更する場合も同様とする。

## 第 2 節 修業年限

(修業年限)

第 9 条 修業年限は、4 年とする。

2 前項の規定にかかわらず、医学部医学科の修業年限は、6 年とする。

第 10 条 科目等履修生として本学において一定の単位を修得した後に本学に入学する場合、当該単位の修得により本学の教育課程の一部を履修したと認められるときは、その単位数等に応じて、相当期間を本学の修業年限の 2 分の 1 を超えない範囲で前条の修業年限に通算することができる。

2 前項の修業年限の通算については、教授会の議を経て学部長が認定する。

(在学期間)

第 11 条 在学期間は、8 年を超えることができない。

2 前項の規定にかかわらず、医学部医学科の在学期間は、第 1 年次及び第 2 年次、第 3 年次及び第 4 年次並びに第 5 年次及び第 6 年次のそれぞれについて、通算して 4 年を超えることができない。

## 第 3 節 教育課程及び履修方法等

(授業科目の区分)

第 12 条 授業科目の区分は、教養教育科目及び専門教育科目とする。

(特定課題等に関するプログラム)

第 12 条の 2 本学に、各学部等が編成する教育課程のほか、特定課題等に関する体系的な学習プログラムを置くことができる。

2 前項に関し必要な事項は、別に定める。

(修得単位及び履修方法)

第 13 条 卒業に必要な単位数は、124 単位以上とする。

2 前項の規定にかかわらず、医学部医学科の卒業に必要な単位数は、225 単位以上とする。ただし、教育上必要と認められる場合には、修得すべき単位の一部の修得について、これに相当する授業時間の履修をもって代えることができる。

3 第 12 条に定める授業科目の単位数及び履修方法については、専門教育科目については各学部の教授会の議を経て、教養教育科目については教育研究評議会の議を経て、学長が定める。

(授業の方法)

第 13 条の 2 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

2 文部科学大臣が別に定めるところにより、前項の授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

3 前項の授業の方法により修得する単位数は、前条の規定により卒業の要件として修得すべき単位数から 64 単位を差し引いた単位数を超えないものとする。

(単位の計算方法)

第14条 授業科目の単位数は、1単位45時間の学修を必要とする内容を標準とし、授業の方法に応じ、次の基準によって計算する。

(1) 講義及び演習については、15時間から30時間の授業をもって1単位とする。

(2) 実験、実習及び実技については、30時間から45時間の授業をもって1単位とする。ただし、芸術等の分野における個人指導による実技の授業については、別に定める時間の授業をもって1単位とすることができる。

2 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち2以上の方法の併用により行う場合については、その組み合わせに応じ、前項各号に規定する基準により、別に定める時間の授業をもって1単位とする。

3 前項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究、卒業制作等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、各学部教授会の議を経て学長が単位数を定める。

(他学部の授業の履修)

第15条 学生は、他学部の授業を履修することができる。その場合、所属学部長を経て当該学部長の許可を得なければならない。

(大学院の授業の履修)

第15条の2 学生は、本学大学院に進学を希望する場合で、かつ、所属学部が教育上有益と認めるときは、当該研究科の授業（大学院の学生を対象とするものに限る。以下この条において同じ。）を履修することができる。その場合、所属学部長を経て学生が進学を希望する当該研究科長の許可を得なければならない。

2 前項の履修に関し必要な事項は、別に定める。

(単位の授与)

第16条 学長は、授業科目を履修した者に対しては、試験のうえ、合格した者に単位を与える。

(他の大学又は短期大学における授業科目の履修等)

第17条 学部長は、教育上有益と認めるときは、他の大学又は短期大学との協議に基づき、学生が当該大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、本学の定めるところにより60単位(授業時間の履修をもって単位の修得に代える授業科目については、これに相当する授業時間数。次条第2項及び第19条第3項において同じ。)を超えない範囲で本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定は、休学期間中に外国の大学又は短期大学において授業科目を履修する場合、外国の大学又は短期大学が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合及び外国の大学又は短期大学の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修する場合について準用する。

3 前2項に関して必要な事項は、各学部で定める。

(大学以外の教育施設等における学修)

第18条 学部長は、教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、教授会の議を経て、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

2 前項により与えることができる単位数は、前条第1項により修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

3 前2項に関して必要な事項は、各学部で定める。

(入学前の既修得単位等の認定)

第19条 学部長は、教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に大学又は短期大学(外国の大学又は短期大学を含む。)において修得した単位(大学設置基準(昭和31年文部省令第28号)第31条に定める科目等履修生及び弘前大学高大連携公開講座規程(平成19年規程第1

号) 第 3 条に定める受講者として修得した単位を含む。)を教授会の議を経て、本学に入学した後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 学部長は、教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に行った前条第 1 項に規定する学修を、教授会の議を経て、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

3 前 2 項により修得したものとみなし、又は与えることができる単位数は、編入学及び転学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、第 17 条第 1 項及び前条第 1 項により修得したものとみなす単位数と合わせて 60 単位を超えないものとする。

4 前 3 項に関して必要な事項は、各学部で定める。

(成績)

第 20 条 授業科目の履修成績は、秀、優、良、可、不可の評語で表わし、可以上を合格とする。

第 4 節 入学、退学、転学及び除籍

(入学等の許可)

第 21 条 入学、退学、編入学、転学及び再入学については、教授会の議を経て学長が許可する。

(入学の時期)

第 22 条 入学の時期は、学年の初めから 30 日以内とする。ただし、編入学及び再入学の場合は、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、学年の途中においても、学期の区分に従い、入学させることができる。

(入学資格)

第 23 条 入学資格を有する者は、次の各号の一に該当するものとする。

(1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者

(2) 通常の課程による 12 年の学校教育を修了した者又は通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者

(3) 専修学校の高等課程(修業年限が 3 年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者

(4) 外国において、学校教育における 12 年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの

(5) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者

(6) 文部科学大臣の指定した者

(7) 高等学校卒業程度認定試験規則(平成 17 年文部科学省令第 1 号)による高等学校卒業程度認定試験に合格した者(同規則附則第 2 条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程(昭和 26 年文部省令第 13 号)による大学入学資格検定に合格した者を含む。)

(8) 個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると教授会の議を経て学長が認めた者で、18 歳に達したもの

(入学志願)

第 24 条 入学を志願する者は、入学願書に別表第 2 に定めるところによる検定料及び別に定める書類を添えて、所定の期間内に本学に提出しなければならない。

2 既納の検定料は、返付しない。ただし、次の各号に掲げる場合にあつては、指定の期日までにおける当該者の申し出により、当該各号に定める額を返付する。

(1) 第 25 条による入学者の選抜方法が、出願書類等による選抜(以下「第 1 段階目の選抜」という。)を行い、その合格者に限り学力検査その他による選抜(以下「第 2 段階目の選抜」という。)を行うもの(以下「2 段階選抜」という。)であつて、第 1 段階目の選抜で不合格となった場合 第 2 段階目の選抜に係る額

(2) 大学入学共通テストの受験科目の不足等により、出願資格を有さない者であることが判明した場合 第2段階目の選抜に係る額に相当する額

(3) 納付後において、次条の規定により検定料を免除された場合 当該検定料の全額  
(検定料の免除)

第24条の2 前条第1項の規定にかかわらず、自然災害等特別の事情により、経済的負担の軽減を要すると認められる者にあつては、検定料を免除することがある。

2 検定料の免除に関し必要な事項は、別に定める。

(入学者の選抜)

第25条 入学者の選抜は、調査書、学力検査及びその他の能力・適性等に関する検査等により行い、教授会の議を経て学長が合格者を決定する。

2 前項の選抜方法については、別に定める。

(編入学)

第26条 本学に編入学することができる者は、次の各号の一に該当する者とし、選考のうえ、学長が許可する。

(1) 大学を卒業した者

(2) 短期大学又は高等専門学校を卒業した者

(3) 専修学校の専門課程(修業年限が2年以上であることその他の文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。)を修了した者

(4) 大学に2年以上在学し、所定の単位を修得した者

(5) 高等学校、中等教育学校の後期課程又は特別支援学校の専攻科の課程(修業年限が2年以上であることその他の文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。)を修了した者

(6) 外国において、学校教育における14年以上の課程(日本における通常の課程による学校教育の期間を含む。)を修了した者

(7) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における14年以上の課程を修了した者

(8) 我が国において、外国の短期大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における14年の課程を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者

(9) その他前各号に定める者と同等以上の学力があると教授会の議を経て学部長が認めた者

2 前項の規定による編入学のほか本学に編入学を志願する者があるときは、定員に欠員がある場合に限り、選考のうえ、学長が許可する。

3 編入学に際しては、第24条(第2項ただし書を除く。)、第25条、第29条及び第31条の規定を準用する。

4 編入学を許可された者の既修得単位の取扱い及び在学期間の通算については、教授会の議を経て、学部長が認定する。

(転学)

第27条 本学に転学を志願する者があるときは、欠員がある場合に限り、選考のうえ、学長が許可する。

2 転学に際しては、前条第3項及び第4項の規定を準用する。

(再入学)

第28条 第32条の規定により、いったん退学した者又は第35条第3号若しくは第4号の規定により除籍された者で、再入学を願い出た者があるときは、選考のうえ、学長が許可する。

2 再入学に際しては、第26条第3項及び第4項の規定を準用する。

3 前項に定めるもののほか、再入学に関し必要な事項は、別に定める。

(入学手続)

第29条 入学者として選抜された者は、指定の期日までに所定の書類を提出するとともに、別

表第2に定めるところによる入学料を納付しなければならない。

2 既納の入学料は、いかなる事情があっても返付しない。

3 入学の許可は、第1項の手続を完了した者に対して行う。

(入学料の免除又は徴収猶予)

第30条 学長は、特別な事情により入学料の納付が著しく困難な学生及び経済的理由によって入学料の納付期限までに納付が困難な学生に対し、別に定めるところにより、入学料の全部又は一部を免除し、又はその徴収を猶予することがある。

(入学許可の取消し)

第31条 学長は、第29条第1項の提出書類に虚偽又は不正があった場合には、入学を取消す。  
(退学、転学)

第32条 退学又は他の学校に転学あるいは入学しようとする者は、理由を明記して学長に願い出なければならない。

(転学部)

第33条 学内で、他の学部へ転じようとする者があるときは、転出及び転入する学部の教授会の議を経て、学長が許可する。

(転学科)

第34条 学部内で、他の学科へ転じようとする者があるときは、教授会の議を経て、学部長が許可する。

(除籍)

第35条 次の各号の一に該当する者は、教授会の議を経て学長が除籍する。

(1) 第11条に定める在学期間を超える者

(2) 第38条第2項に定める休学期間を超えてもなお修学できない者

(3) 授業料の納付を怠り、督促を受けてもなお納付しない者

(4) 入学料の免除を申請し、不許可になった者又は半額免除を許可された者並びに入学料の徴収猶予を申請し、許可された者で、指定の期日まで納付すべき入学料を納付しない者

(5) 死亡又は長期間にわたり行方不明の者

第5節 休学及び留学

(長期欠席)

第36条 病気その他の理由により、引き続き1か月以上欠席しようとする者は、期間及び理由を明記して当該学部長に願い出なければならない。

2 前項の欠席理由が病気による場合には、医師の診断書を添えなければならない。

(休学)

第37条 病気その他の理由により、引き続き3か月以上出席することができない者は、願い出により当該学部長の許可を得て休学することができる。

2 前項の休学理由が病気による場合には、医師の診断書を添えなければならない。

3 欠席が3か月以上にわたるときは、当該学部長は休学を命ずることがある。

(休学期間)

第38条 休学の期間は、1年以内とする。ただし、特別な事情がある者は、願い出により当該学部長の許可を得て、引き続き休学することができる。

2 休学期間は、通算してその学部の修業年限を超えることができない。

3 休学期間は、在学期間に算入しない。

(復学)

第39条 学部長は、休学を許可された期間内であっても、その理由が消滅したときは、願い出により復学を許可することができる。

(留学)

第40条 学長は、教育上有益と認めるときは、教授会の議を経て外国の大学との協議に基づき、

学生を当該大学に留学させることができる。

2 前項の規定により留学した場合には、第 17 条の規定を準用する。

3 留学した期間は、第 9 条の修業年限に算入する。

#### 第 6 節 卒業、学位及び教育職員免許状

(卒業)

第 41 条 本学に 4 年以上在学し、所定の単位を修得した者には、教授会の議を経て学長が卒業を認定する。

2 前項の規定にかかわらず、医学部医学科にあつては、本学に 6 年以上在学し、所定の単位を修得した者には、教授会の議を経て学長が卒業を認定する。

(学位)

第 42 条 学長は、前条により卒業を認定された者には、弘前大学学位規則(平成 16 年規則第 4 号)の定めるところにより、学士の学位を授与する。

(教育職員免許状)

第 43 条 本学において、教育職員免許法(昭和 24 年法律第 147 号)及び同法施行規則(昭和 29 年文部省令第 26 号)に規定する所定の単位を修得したときに取得できる教育職員免許状の種類、教科は、各学部の定めるところによる。

#### 第 7 節 授業料

(授業料)

第 44 条 授業料は、別表第 2 の定めるところによる額とし、年額の 2 分の 1 に相当する額を、それぞれ次の 2 期に納付しなければならない。

前期 5 月

後期 10 月

2 前項の規定にかかわらず、学生の申出により、前期に係る授業料を納付するときに、当該年度の後期に係る授業料を併せて納付することができる。

3 入学年度の前期又は前期及び後期に係る授業料については、第 1 項の規定にかかわらず、入学を許可される者の申出により、入学を許可するときに納付することができる。

4 既納の授業料は、返付しない。ただし、次の各号に該当する場合は、当該授業料を納付した者の申出により、当該授業料相当額を返付する。

(1) 第 2 項の規定により授業料を納付した者が、後期分授業料の徴収時期前に休学又は退学した場合

(2) 前項の規定により授業料を納付した者が、入学年度の前年度の 3 月 31 日までに入学を辞退した場合

(授業料の免除又は徴収猶予)

第 45 条 学長は、経済的理由によって授業料の納付が困難な学生に対し、別に定めるところにより、授業料の全部又は一部を免除し、又はその徴収を猶予することがある。

2 前項の規定にかかわらず、各部局長の申請に基づき、学長が授業料を免除し、又はその徴収を猶予することがある。

#### 第 8 節 科目等履修生、研究生、聴講生及び特別聴講学生

(科目等履修生)

第 46 条 本学学生以外の者で一又は複数の授業科目を履修しようとする者があるときは、教授会の議を経て、学長は科目等履修生として入学を許可する。

2 科目等履修生として入学できる者は、第 23 条に定められた資格を有する者で、所定の試験に合格した者とする。

3 科目等履修生として入学しようとする者は、所定の期日までに科目等履修生入学願書に履歴書、検定料及び別に指定する書類を添えて、当該学部長を経て学長に提出しなければならない。

4 入学の時期は、学年又は学期の初めとする。



- 5 検定料、入学料及び授業料の額は、別表第2に定めるところによる。
- 6 科目等履修生として選抜された者は、指定の期間内に入学料を納付しなければならない。
- 7 授業料は、第44条第1項から第3項までの規定に準じて納付しなければならない。
- 8 既納の検定料、入学料及び授業料は、返付しない。ただし、授業料については、第44条第4項の規定を準用する。
- 9 履修した授業科目について、試験を受け合格した者には、所定の単位を与え、当該学部長が単位修得証明書を交付する。

(研究生)

第47条 本学教員の指導を受けて特定の専門分野を研究しようとする者があるときは、教授会の議を経て、学長は研究生として入学を許可する。

2 研究生の入学資格は、教授会が、大学を卒業した者又はこれと同等以上の学力があると認められた者とする。

3 研究生として入学しようとする者は、研究生入学願書、履歴書、検定料及び別に指定する書類を添えて、当該学部長を経て学長に提出しなければならない。

4 入学の時期は、学年又は学期の初めとする。

5 検定料、入学料及び授業料の額は、別表第2に定めるところによる。

6 研究生として選抜された者は、指定の期間内に入学料を納付しなければならない。

7 授業料は、第44条第1項から第3項の規定に準じて納付しなければならない。

8 既納の検定料、入学料及び授業料は、返付しない。ただし、授業料については、第44条第4項の規定を準用する。

9 研究生には、願い出により、当該学部長が、その研究事項につき証明書を交付する。

(聴講生)

第48条 本学の授業を聴講しようとする者があるときは、教授会の議を経て、学長は聴講生として入学を許可する。

2 聴講生として入学できる者は、第23条に定められた資格を有する者で、所定の試験に合格した者とする。

3 聴講生として、入学しようとする者は、所定の期日までに聴講生入学願書、履歴書、検定料及び別に指定する書類を添えて、当該学部長を経て学長に提出しなければならない。

4 入学の時期は、学年又は学期の初めとする。

5 検定料、入学料及び授業料の額は、別表第2に定めるところによる。

6 聴講生として選抜された者は、指定の期間内に入学料を納入しなければならない。

7 授業料は、第44条第1項から第3項の規定に準じて納付しなければならない。

8 既納の検定料、入学料及び授業料は、返付しない。ただし、授業料については、第44条第4項の規定を準用する。

9 聴講生には、願い出により、当該学部長が、その聴講事項につき証明書を交付する。

(特別聴講学生)

第49条 他の大学若しくは外国の大学又は高等専門学校の学生で、本学の授業科目の履修を希望する者があるときは、当該大学又は高等専門学校との協議に基づき、教授会の議を経て、学長は特別聴講学生として入学を許可することができる。

(その他の定め)

第50条 科目等履修生、研究生、聴講生及び特別聴講学生については、この規則に定めるもののほか別に定める。

## 第9節 学寮及び厚生施設

(学寮及び厚生施設)

第51条 本学に学寮及び厚生施設を置く。

2 学寮及び厚生施設に関し必要な事項は、別に定める。

第 52 条から第 55 条まで 削除

## 第 10 節 賞罰

(表彰)

第 56 条 学生として表彰に値する行為があるときは、学部長の申出により、学長が表彰する。

(懲戒)

第 57 条 本学の規則等に違反し、又は学生の本分を守らない者があるときは、学部長の申出により学長が懲戒する。

2 懲戒は、退学、停学及び訓告とする。

## 第 11 節 公開講座、寄附講義、免許状更新講習及び特別の課程

(公開講座)

第 58 条 社会人の教養を高め、文化の向上に資するため、本学に公開講座を設けることができる。

2 公開講座に関し必要な事項は、別に定める。

(高大連携公開講座)

第 58 条の 2 本学に高等学校と連携して行う公開講座(次項において「高大連携公開講座」という。)を設けることができる。

2 高大連携公開講座に関し必要な事項は、別に定める。

(寄附講義)

第 59 条 本学の学部又は学科に、民間等からの寄附金又は講義担当者の派遣による寄附講義を開設することができる。

2 寄附講義に関し必要な事項は、別に定める。

(免許状更新講習)

第 60 条 本学に教育職員免許法(昭和 24 年法律第 147 号)第 9 条の 3 の規定に基づく免許状更新講習を開設することができる。

2 免許状更新講習に関し必要な事項は、教育学部が別に定める。

(特別の課程)

第 61 条 学長は、学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)第 105 条に規定する特別の課程として本学の学生以外の者を対象とした履修証明プログラムを編成し、これを修了した者に対し、修了の事実を証する証明書を交付することができる。

2 履修証明プログラムに関し必要な事項は、別に定める。

## 第 12 節 その他

(学則等の改廃)

第 62 条 この学則を改廃するときは、役員会の議を経なければならない。

2 この学則に基づき、各学部で定める事項は、教育研究評議会の議を経るものとする。

附 則

1 この規則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

2 廃止前の弘前大学学則(昭和 40 年規則第 3 号)は、この規則の施行にかかわらず、平成 16 年 3 月 31 日に本学に在学する者(以下この項において「在学者」という。)及び平成 16 年 4 月 1 日以後において在学者の属する年次に編入学、転学又は再入学する者が本学に在学しなくなる日までの間、なおその効力を有する。

附 則

1 この規則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

2 改正後の別表第 1 の規定にかかわらず、平成 17 年度から平成 19 年度までの人文学部及び本学の収容定員は、次のとおりとする。

学部	課程	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度
人文学部	人間文化課程	436	444	452
	現代社会課程	110	220	330
	経済経営課程	120	240	360

合計	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度
	5,006	5,244	5,482

3 改正後の第 4 条の規定にかかわらず，人文学部の情報マネジメント課程及び社会システム課程は，平成 17 年 3 月 31 日に当該課程に在学する者が当該課程に在学しなくなる日までの間存続するものとし，平成 17 年度から平成 19 年度までの当該課程の収容定員は，次のとおりとする。

学部	課程	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度
人文学部	情報マネジメント課程	378	252	126
	社会システム課程	336	224	112

附 則

この規則は，平成 17 年 4 月 18 日から施行し，改正後の規定は，平成 17 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規則は，平成 17 年 6 月 20 日から施行する。

附 則

この規則は，平成 17 年 12 月 1 日から施行する。

附 則

1 この規則は，平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

2 改正後の別表第 1 の規定にかかわらず，平成 18 年度から平成 20 年度までの理工学部及び本学の収容定員は，次のとおりとする。

学部	学科	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
理工学部	数理科学科	40	80	120
	物理科学科	40	80	120
	物質創成化学科	46	92	138
	地球環境学科	238	236	234
	電子情報工学科	58	116	174
	知能機械工学科	58	116	174
	学部共通	20	20	20

合計	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
	5,000	5,240	5,480

3 改正後の第 4 条の規定にかかわらず，理工学部の数理システム科学科，物質理工学科，電子情報システム工学科及び知能機械システム工学科は，平成 18 年 3 月 31 日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなる日までの間存続するものとし，平成 18 年度から平成 20 年度までの当該学科の収容定員は，次のとおりとする。

学部	学科	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
理工学部	数理システム科学科	120	80	40
	物質理工学科	240	160	80
	電子情報システム工学科	180	120	60
	知能機械システム工学科	180	120	60

4 医学部医学科の平成 17 年度以前の入学者及び平成 17 年度以前の入学者の属する年次に編入学，転学又は再入学する者については，改正後の第 13 条第 2 項の規定にかかわらず，なお従前の例による。

#### 附 則

1 この規則は，平成 19 年 4 月 1 日から施行する。ただし，第 1 条の改正規定は，平成 19 年 2 月 19 日から施行し，改正後の第 1 条の規定は，平成 18 年 12 月 22 日から適用する。

2 平成 18 年度以前の入学者及び平成 18 年度以前の入学者の属する年次に編入学，転学又は再入学する者については，改正後の第 20 条の規定にかかわらず，なお従前の例による。

#### 附 則

1 この規則は，平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

2 改正後の別表第 1 の規定にかかわらず，平成 20 年度から平成 22 年度までの農学生命科学部の収容定員並びに平成 20 年度から平成 24 年度までの医学部医学科及び本学の収容定員は，次のとおりとする。

なお，医学部医学科における 10 名の入学定員増については平成 29 年度入学者までとする。

学部	学科	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
農学生命科学部	生物学科	40	80	120
	分子生命科学科	40	80	120
	生物資源学科	35	70	105
	園芸農学科	40	80	120
	地域環境工学科	30	60	90

学部	学科	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
医学部	医学科	570	580	590	600	610

大学	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
合計	5,175	5,370	5,565	5,760	5,770

3 改正後の第4条の規定にかかわらず、農学生命科学部の生物機能科学科、応用生命工学科、生物生産科学科及び地域環境科学科は、平成20年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなる日までの間存続するものとし、平成20年度から平成22年度までの当該学科の収容定員は、次のとおりとする。

学部	学科	平成20年度	平成21年度	平成22年度
農学生命科学部	生物機能科学科	120	80	40
	応用生命工学科	150	100	50
	生物生産科学科	165	110	55
	地域環境科学科	120	80	40

附 則

この規則は、平成20年12月22日から施行し、改正後の規定は、平成20年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成21年2月9日から施行する。

附 則

- この規則は、平成21年4月1日から施行する。
- 改正後の別表第1の規定にかかわらず、平成21年度から平成25年度までの医学部医学科及び本学の収容定員は、次のとおりとする。

学部	学科	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
医学部	医学科	590	610	630	650	670

合計	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
	5,750	5,770	5,790	5,810	5,830

附 則

- この規則は、平成22年4月1日から施行する。
- 改正後の別表第1の規定にかかわらず、平成22年度における3年次編入学定員の医学部医学科の欄については、20名とする。
- 改正後の別表第1の規定にかかわらず、平成22年度から平成26年度までの医学部医学科及び本学の収容定員は、次のとおりとする。

学部	学科	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
医学部	医学科	635	660	685	710	725

合計	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
	5,795	5,820	5,845	5,870	5,885

附 則(平成22年7月26日規則第11号)

この規則は、平成22年7月26日から施行する。

附 則(平成 22 年 9 月 28 日規則第 14 号)

この規則は、平成 22 年 9 月 28 日から施行する。

附 則(平成 23 年 9 月 28 日規則第 5 号)

この規則は、平成 23 年 9 月 28 日から施行する。

附 則(平成 24 年 2 月 24 日規則第 4 号)

この規則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 25 年 2 月 20 日規則第 1 号)

1 この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

2 改正後の別表第 1 の規定にかかわらず、平成 25 年度から平成 29 年度までの医学部医学科及び本学の収容定員は、次のとおりとする。

学部	学科	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
医学部	医学科	712	729	736	738	740

合計	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
	5,872	5,889	5,896	5,898	5,900

附 則(平成 25 年 10 月 1 日規則第 10 号)

この規則は、平成 25 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(平成 26 年 2 月 14 日規則第 3 号)

1 この規則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

2 改正後の別表第 1 の規定にかかわらず、平成 26 年度から平成 30 年度までの医学部医学科及び本学の収容定員は、次のとおりとする。

学部	学科	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
医学部	医学科	734	746	753	760	767

合計	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
	5,894	5,906	5,913	5,920	5,927

3 平成 25 年度以前の入学者及び平成 25 年度以前の入学者の属する年次に編入学、転学又は再入学する者については、改正後の第 13 条第 2 項の規定にかかわらず、なお、従前の例による。

附 則(平成 27 年 3 月 20 日規則第 6 号)

この規則は、平成 27 年 3 月 20 日から施行する。

附 則(平成 27 年 9 月 14 日規則第 16 号)

この規則は、平成 27 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(平成 27 年 12 月 14 日規則第 29 号)

- 1 この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 27 年度以前の入学者及び平成 27 年度以前の入学者の属する年次に編入学、転学又は再入学する者については、改正後の規定にかかわらず、なお、従前の例による。

附 則(平成 28 年 1 月 27 日規則第 2 号)

この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。ただし、改正後の第 24 条第 3 項の規定は、平成 28 年 1 月 27 日から施行する。

附 則(平成 28 年 3 月 18 日規則第 7 号)

- 1 この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の別表第 1 の規定にかかわらず、平成 28 年度から平成 30 年度までの人文学部、教育学部、理工学部及び農学生命科学部の収容定員は、次のとおりとする。

学部	学科・課程	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
人文社会科学部	文化創生課程	110	220	330
	社会経営課程	155	310	465
教育学部	学校教育教員養成課程	585	590	595
	養護教諭養成課程	95	90	85
理工学部	数物科学科	78	156	236
	物質創成化学科	190	196	203
	地球環境防災学科	65	130	197
	電子情報工学科	229	226	225
	機械科学科	80	160	242
	自然エネルギー学科	30	60	91
農学生命科学部	食料資源学科	55	110	165
	国際園芸農学科	50	100	150

- 3 改正後の第 4 条の規定にかかわらず、人文学部の人間文化課程、現代社会課程及び経済経営課程、教育学部の生涯教育課程、理工学部の数理科学科、物理科学科、地球環境学科及び知能機械工学科並びに農学生命科学部の生物資源学科及び園芸農学科は、平成 28 年 3 月 31 日に当該学科及び課程に在学する者が当該学科及び課程に在学しなくなる日までの間存続するものとし、平成 28 年度から平成 30 年度までの当該学科の収容定員は、次のとおりとする。

学部	学科・課程	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
人文学部	人間文化課程	345	230	115
	現代社会課程	330	220	110
	経済経営課程	360	240	120
教育学部	生涯教育課程	210	140	70
理工学部	数理科学科	120	80	40
	物理科学科	120	80	40
	地球環境学科	174	116	58
	知能機械工学科	174	116	58

	学部共通	20	20	10
農学生命科学部	生物資源学科	105	70	35
	園芸農学科	120	80	40

附 則(平成 28 年 6 月 17 日規則第 15 号)

この規則は、平成 28 年 6 月 17 日から施行し、改正後の規定は、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(平成 28 年 7 月 15 日規則第 17 号)

この規則は、平成 28 年 7 月 15 日から施行する。

附 則(平成 28 年 9 月 28 日規則第 22 号)

この規則は、平成 28 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(平成 29 年 1 月 13 日規則第 1 号)

この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 29 年 2 月 22 日規則第 3 号)

- 1 この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 28 年度以前の入学者及び平成 28 年度以前の入学者の属する年次に編入学、転学又は再入学する者については、改正後の規定にかかわらず、なお、従前の例による。

附 則(平成 30 年 3 月 26 日規則第 6 号)

- 1 この規則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の別表第 1 の規定にかかわらず、平成 30 年度及び平成 31 年度の医学部医学科の入学生定員は、112 名とする。
- 3 改正後の別表第 1 の規定にかかわらず、平成 30 年度から平成 36 年度までの医学部医学科及び本学の収容定員は、次のとおりとする。

学部	学科	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度	平成 34 年度	平成 35 年度	平成 36 年度
医学部	医学科	767	772	745	718	691	664	637

合計		平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度	平成 34 年度	平成 35 年度	平成 36 年度
		5,747	5,692	5,665	5,638	5,611	5,584	5,557

附 則(平成 30 年 9 月 26 日規則第 15 号)

この規則は、平成 30 年 9 月 26 日から施行する。

附 則(平成 30 年 12 月 18 日規則第 18 号)

この規則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和元年 11 月 15 日規則第 10 号)

この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。



附 則(令和元年 11 月 28 日規則第 14 号)

この規則は、令和元年 11 月 28 日から施行する。

附 則(令和 2 年 3 月 19 日規則第 1 号)

- 1 この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の別表第 1 の規定にかかわらず、令和 2 年度及び令和 3 年度の医学部医学科の入学定員は、112 名とする。
- 3 改正後の別表第 1 の規定にかかわらず、令和 2 年度から令和 8 年度までの医学部医学科及び本学の収容定員は、次のとおりとする。

学部	学科	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
医学部	医学科	772	772	745	718	691	664	637

合計	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
	5,692	5,692	5,665	5,638	5,611	5,584	5,557

附 則(令和 2 年 3 月 19 日規則第 2 号)

この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 2 年 3 月 19 日規則第 4 号)

- 1 この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の別表第 1 の規定にかかわらず、令和 2 年度から令和 4 年度までの教育学部学校教育教員養成課程及び医学部心理支援科学科の収容定員は、次のとおりとする。

学部	学科・課程	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
教育学部	学校教育教員養成課程	590	580	570
医学部	心理支援科学科	10	20	30

附 則(令和 2 年 4 月 23 日規則第 17 号)

この規則は、令和 2 年 4 月 23 日から施行し、改正後の規定は令和 2 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

- 1 この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の別表第 1 の規定にかかわらず、令和 4 年度の医学部医学科の入学定員は、112 名とする。
- 3 改正後の別表第 1 の規定にかかわらず、令和 4 年度から令和 9 年度までの医学部医学科及び本学の収容定員は、次のとおりとする。

学部	学科	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
医学部	医学科	772	745	718	691	664	637

合計	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	5,692	5,665	5,638	5,611	5,584	5,557

別表第1(第5条関係)

学部	学科・課程	入学定員	第2年次 編入学定員	第3年次 編入学定員	収容定員
人文社会科学部	文化創生課程	110			440
	社会経営課程	155			620
教育学部	学校教育教員養成課程	140			560
	養護教諭養成課程	20			80
医学部	医学科	85	20		610
	保健学科				
	看護学専攻	80		10	340
	放射線技術科学専攻	40		5	170
	検査技術科学専攻	40		5	170
	理学療法学専攻	20		5	90
	作業療法学専攻	20		5	90
	心理支援科学科	10			40
理工学部	数物科学科	78		2	316
	物質創成化学科	52		1	210
	地球環境防災学科	65		2	264
	電子情報工学科	55		2	224
	機械科学科	80		2	324
	自然エネルギー学科	30		1	122
農学生命科学部	生物学科	40			160
	分子生命科学科	40			160
	食料資源学科	55			220
	国際園芸農学科	50			200
	地域環境工学科	30			120
合計		1,295	20	40	5,530

別表第 2

学部等における検定料，入学料及び授業料

区分	検定料	入学料	授業料
学部	円 17,000	円 282,000	年額 円 535,800
科目等履修生	9,800	28,200	1 単位あたり 14,800
研究生	9,800	84,600	月額 29,700
聴講生	9,800	28,200	1 単位あたり 14,800

備考

- 1 2 段階選抜に係る検定料の額は，第 1 段階目の選抜にあつては 4,000 円と，第 2 段階目の選抜にあつては 13,000 円とする。
- 2 第 26 条から第 28 条に規定する編入学，転学及び再入学に係る検定料の額は，30,000 円とする。
- 3 平成 10 年度以前の入学者に係る授業料の額は，上記の表に定める額にかかわらず，入学時の授業料の額とする。

## 弘前大学学則（案）の変更事項を記載した書類

### 1. 変更の事由

「地域の医師確保等の観点からの令和4年度医学部入学定員の増加について」（令和3年8月16日文部科学省高等教育局長・厚生労働省医政局長通知）に基づく、医学部医学科の再度の入学定員増に伴う所要の改正

### 2. 変更点

- (1) 附則により、令和4年度の医学部医学科の入学定員を規定する。
- (2) 附則により、令和4年度から令和9年度までの医学部医学科及び本学の収容定員を規定する。

弘前大学学則（案）新旧対照表

改 正 後	現 行																														
<p>第1章 総則 第3節 収容定員 (収容定員) 第5条 収容定員は、別表1のとおりとする。次の学科及び課程を置く。</p> <p><u>附 則</u></p> <p>1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。</p> <p>2 改正後の別表第1の規定にかかわらず、令和4年度の医学部医学科の入学定員は、112名とする。</p> <p>3 改正後の別表第1の規定にかかわらず、令和4年度から令和9年度までの医学部医学科及び</p> <p>本学の収容定員は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>学部</th> <th>学科</th> <th>令和 4年度</th> <th>令和 5年度</th> <th>令和 6年度</th> <th>令和 7年度</th> <th>令和 8年度</th> <th>令和 9年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>医学部</td> <td>医学科</td> <td style="text-align: center;">772</td> <td style="text-align: center;">745</td> <td style="text-align: center;">718</td> <td style="text-align: center;">691</td> <td style="text-align: center;">664</td> <td style="text-align: center;">637</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>合計</th> <th>令和 4年度</th> <th>令和 5年度</th> <th>令和 6年度</th> <th>令和 7年度</th> <th>令和 8年度</th> <th>令和 9年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">5,692</td> <td style="text-align: center;">5,665</td> <td style="text-align: center;">5,638</td> <td style="text-align: center;">5,611</td> <td style="text-align: center;">5,584</td> <td style="text-align: center;">5,557</td> </tr> </tbody> </table>	学部	学科	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	医学部	医学科	772	745	718	691	664	637	合計	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度		5,692	5,665	5,638	5,611	5,584	5,557	<p>第1章 総則 第3節 収容定員 (収容定員) 第5条 (同左)</p>
学部	学科	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度																								
医学部	医学科	772	745	718	691	664	637																								
合計	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度																									
	5,692	5,665	5,638	5,611	5,584	5,557																									

# 学則変更の趣旨等を記載した書類

## 1. 学則変更（収容定員変更）の内容

医学部医学科の入学定員及び収容定員を次のとおり変更する。

[変更前]

学 部	学 科	入学定員	第2年次 編入学定員	収容定員
医学部	医学科	85	20	610

※入学定員は令和4年度、収容定員は令和9年度の再度定員を増加しない場合の定員数。

[変更後]

学 部	学 科	入学定員	第2年次 編入学定員	収容定員
医学部	医学科	112	20	637

※入学定員は令和4年度、収容定員は令和9年度の再度定員を増加した場合の定員数。

## 2. 学則変更（収容定員変更）の必要性

現在の医療を取り巻く環境の変化や社会経済状況の変化に伴い、医師の不足・地域偏在は依然として大きな問題であり、へき地を含む地域での医師の確保は極めて困難なものとなっている。

本学が位置する青森県は全国でも医師の不足が特に深刻であると認められたことから、重点的に医学部定員の暫定増員を行ってきたところであるが、依然として医師の不足は深刻な状態が続いている。

よって、これまでに実施された重点的な医学部定員増措置を継続し、より一層県内の医師確保対策を推進する必要がある。

## 3. 収容定員変更に伴う教育課程等の変更内容

### (1) 教育課程の変更内容

弘前大学医学部医学科では、地域医療を担う医師育成のための教育課程の多くを既に導入しており、現時点では現状のカリキュラムで対応可能と判断しているため、特段の変更は行わないが、引き続き充実した地域医療に関する授業を実施し、教育効果を高

めるための教育課程の見直しを継続的に行っていく。

## (2) 教育方法及び履修指導方法の変更内容

弘前大学医学部医学科の特徴は、診療参加型教育、地域医療教育、少人数教育にある。診療参加型としては、早期臨床体験実習（1年次）、臨床実習（クリニカルクラークシップ）（5・6年次）が挙げられる。1年次の早期体験実習は附属病院と学外施設（障がい者支援施設、老人ホームなど）で行っており、5・6年次の臨床実習では、学外を含む病院（診療科）実習を体験する。地域医療教育としては、地域医療入門（2年次）、社会医学実習（3年次）、臨床実習入門（4年次）があり、6年次の臨床実習では、4週間の地域（へき地）医療実習を義務付けている。少人数教育としては、基礎人体科学演習（1年次）、研究室研修（3年次）、PBL（Problem-based Learning）（4年次）を導入し、研究室研修発表会では、全員が発表と質疑応答を行う。さらに、医師としての役割や医療倫理に関しては、医の原則（1年次）、医療安全学（4年次）の授業を実施している。

これらの授業の展開により、入学後早期からの医療現場の体験、地域医療を含む体験型臨床実習の実施、地域社会との連携による医療関連教育の実践を行い、職業観の涵養や社会に参画する意欲・態度の形成、専門的職業人（医師）としての役割を身につけ、地域医療への関心や意欲を高める。

## (3) 教員組織の変更内容

令和3年9月1日現在の組織は基礎医学講座10、臨床医学講座32、寄附講座15、共同研究講座16に加え、附属脳神経血管病態研究施設、附属高度先進医学研究センター、附属動物実験施設、附属子どもこころの発達研究センター、附属健康未来イノベーションセンターを有する。

国際標準となる医学教育を目指して、平成30年2月に医学部医学科に設置している「医学教育センター」を改組し、現在は7つの部門（学務、カリキュラム検討、臨床能力開発、IR、学生生活支援、国際交流、プログラム評価検討）を設置している。

## 4. これまでの定員枠の推移

- (1) 平成20年度に「新医師確保総合対策」に基づいて特別選抜（推薦入学）の募集人員を10名増やし、これを全て青森県内枠に充てて30名に拡大する一方、第3年次編入学（学士入学）（平成22年度に第2年次後期編入学に変更。）においても、入学定員20名のうち5名を青森県内枠として設定した。
- (2) 平成21年度に「緊急医師確保対策」及び「経済財政改革の基本方針2008」に基づき、一般選抜（前期日程）に、新たに青森県定着枠を設定し、10名分の募集人員増を行

った。また、特別選抜（推薦入学）をA0入試に変更し、従来の全国枠10名分を含む40名を地域枠（うち25名を青森県内枠）へ組み替え、青森県への定着枠数の10名分増の設定を行った。

- (3) 平成22年度に「経済財政改革の基本方針2009」に基づき、一般入試（前期日程）青森県定着枠を5名増やした。
- (4) 平成25年度に「地域の医療確保対策2012」に基づき、一般入試（前期日程）青森県定着枠を2名増やした。この定着枠の拡大は、青森県に定着する医師の人材確保において、全国からその意志と資質をもつ人材をより多く募ることにつながり、よりよい人材確保を可能とした。なお、この定着枠は平成26年度よりA0入試の募集人員に移行した。
- (5) 平成26年度に「地域の医師確保等の観点」に基づき、一般入試（前期日程）青森県定着枠を5名増やした。
- (6) 平成27年度に一般入試（前期日程）青森県定着枠5名をA0入試の募集人員（地域枠2名、青森県内枠3名）に振り替えた。また、第2年次後期編入学（学士入学）を第2年次前期編入学に変更した。
- (7) 平成28年度に一般入試（前期日程）青森県定着枠3名をA0入試の募集人員（地域枠3名）に振り替えた。
- (8) 平成30年度に一般入試（前期日程）青森県定着枠12名、A0入試地域枠3名の計15名について、平成29年度を期限とする再度の募集人員の増員により、一般入試（前期日程）の募集人員を65名に増員し、うち15名を青森県定着枠とした。
- (9) 令和2年度に一般入試（前期日程）青森県定着枠、A0入試地域枠、A0入試県内枠の計62名のうち27名について、平成31年度を期限とする再度の募集人員の増員により、A0入試青森県内枠の募集人員27名とした。



令和4年度  
医学部入学定員増員計画

弘大院医第2201号  
令和3年8月25日

文部科学省高等教育局長 殿

弘前大学長 福田 眞 作

「地域の医師確保等の観点からの令和4年度医学部入学定員の増加について（令和3年8月16日文部科学省高等教育局長・厚生労働省医政局長通知）」を受けて、標記に関する資料を提出します。

<連絡先>

責任者連絡先	職名・氏名	医学研究科事務長・庄 司 聡
	TEL	0172-39-5201
	FAX	0172-39-5209
	E-mail	jm5201@hirosaki-u.ac.jp

大学名	国公立
弘前大学	国立

1. 現在(令和3年度)の入学定員(編入学定員)及び収容定員

入学定員	2年次編入学定員	3年次編入学定員	収容定員
112	20	0	772



(収容定員計算用)

	H28	H29	H30	R1	R2	R3	計
(ア)入学定員	112	112	112	112	112	112	672
(イ)2年次編入学定員	20	20	20	20	20	0	100
(ウ)3年次編入学定員	0	0	0	0	0	0	0
計	132	132	132	132	132	112	772

2. 本増員計画による入学定員増を行わない場合の令和4年度の入学定員(編入学定員)及び収容定員

入学定員	2年次編入学定員	3年次編入学定員	収容定員
85	20	0	610



(収容定員計算用)

	R4	R5	R6	R7	R8	R9	計
(ア)入学定員	85	85	85	85	85	85	510
(イ)2年次編入学定員	20	20	20	20	20	0	100
(ウ)3年次編入学定員	0	0	0	0	0	0	0
計	105	105	105	105	105	85	610
(臨時的な措置で減員した場合、その人数)							

3. 令和4年度の増員計画

入学定員	2年次編入学定員	3年次編入学定員	収容定員
112	20	0	637



(収容定員計算用)

	R4	R5	R6	R7	R8	R9	計
(ア)入学定員	112	85	85	85	85	85	537
(イ)2年次編入学定員	20	20	20	20	20	0	100
(ウ)3年次編入学定員	0	0	0	0	0	0	0
計	132	105	105	105	105	85	637
(臨時的な措置で減員した場合、その人数)							

増員希望人数 27



(内訳)

(1) 地域の医師確保のための入学定員／編入学定員増(地域枠)	27
(2) 研究医養成のための入学定員／編入学定員増(研究医枠)	
(3) 歯学部入学定員の削減を行う大学の特例に伴う入学定員／編入学定員増(歯学部振替枠)	
計	27

## 1. 地域の医師確保のための入学定員増について

増員希望人数 27

### (1) 対象都道府県名及び増員希望人数

	都道府県名	増員希望人数
大学が所在する都道府県	青森県	27
大学所在地以外の都道府県		
計		27

※「大学所在地以外の都道府県」が5都道府県未満の場合は、残りの欄は空欄でご提出ください。

### (2) 修学資金の貸与を受けた地域枠学生の確保状況

都道府県名	R2地域枠定員 (※1)	R2貸与者数 (※2)	R3地域枠定員 (※1)	R3貸与者数 (※2)	R2とR3の貸与者数のうち多い方の数
青森県	27	27	27	27	27
					0
					0
					0
					0
計	27	27	27	27	27

(※1) 臨時定員分のみご記入ください。

(※2) 恒久定員の中で地域枠を実施している場合、恒久定員分の地域枠の人数も含めた修学資金の貸与実績をご記入ください。

※6都道府県未満の場合は、残りの欄は空欄でご提出ください。

(3)令和4年度地域の医師確保のための入学定員増について

1. 大学が講ずる措置

1-1. 地域枠学生の選抜

①令和2年度に実施した地域枠学生の選抜について、下記をご記入ください。複数種類の選抜を行った場合には、それぞれご記入ください。また、参考として学生募集要項の写しをご提出ください。

名称	入試区分	選抜方式	募集人数		選抜方法(※1)	出願要件(※1)	開始年度	備考
				うち臨時定員分				
総合型選抜	(ii)総合型選抜	別枠(先行型)	47	27	<p>次入学共通テストの得点、個人面接及びケーススタディの自学自習の評価を総合して選抜を行います。</p> <p>1. 個人面接 複数の教員により将来性、積極性、信頼感、自己統制、社会性を受験者1人ずつに問う個人面接を行う。 1人当たり25分程度とする。 出願の際に提出された調査書及び志望理由書を面接の参考資料として使用する。</p> <p>2. ケーススタディの自学自習 与えられたシナリオ及び資料を読み、自身の考えを論述させる。 ※ワークショップは令和3年度選抜では実施しない。</p>	<p>次の要件を備え、合格した場合は入学することを確約できる者</p> <p>1. 次にあげる地域の高等学校若しくは中等教育学校を令和2年3月に卒業した者又は令和3年3月に卒業見込みの者 (1)青森県内枠 (2)北海道・東北枠-----北海道、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県</p> <p>2. 人物、学力ともに優れ、高等学校等における調査書の全体の学習成績の状況(評定平均値)が4.3以上の者 ただし、令和3年3月に卒業見込みの者で、臨時休業等の影響により第3学年の評定を記載できない場合は、第2学年までの評定による全体の学習成績の状況が4.3以上の者とする。(「備考」の欄にその旨を記載すること。)</p> <p>3. 卒業(医師国家試験合格を前提)後、下記の事項について遵守できる者 (1)青森県内枠 卒業後、直ちに青森県のキャリア形成プログラム(※)にしたがって、臨床研修を含む9年間(うち4年間は医師の不足している地域)医療に従事すること なお、入学者は、青森県・青森県国民健康保険団体会連合会が募集する青森県弘前大学医師研修学資金制度の修学生として、学修資金の貸与を受けなければならない (2)北海道・東北枠 ①卒業後、直ちに弘前大学医学部附属病院又は医学研究科関連施設の臨床研修プログラムにしたがって臨床研修を行うこと ②上記臨床研修終了後、引き続き弘前大学医学部附属病院又は医学研究科関連施設で医療に従事すること ③上記①②の定めの下で、臨床研修開始後少なくとも9年間医療に従事すること ④「医療従事」の範囲、医学研究科関連施設及び「医療従事期間中」の詳細については、別に添付資料の内容を遵守すること 4. 次のとおり令和3年度入学共通テストの5教科7科目をすべて受験する者 (国語)国語を1 (地歴)世A、世B、日A、日B、地理A、地理B (公民)現社、倫、政経、倫政経 (数学)数Ⅰ・数Aを1 数Ⅱ・数Bを1 (理科)物理、化学、生物から2 (外国語)英語を1 注1) 受験を要する教科・科目数を超過して受験した場合は、得点の高い科目を採用します。 ただし、「地歴」、「公民」については、第1解答科目の成績を優先して用います。 注2)「英語」の配点については、リーディング(100点満点)とリスニング(100点満点)の合計得点を素点として利用します。なお、リスニングの受験を免除された者については、リーディングの成績を200点満点に換算して素点として利用します。 (※)・医療法に基づき、卒業後は青森県のキャリア形成プログラムが適用される(臨床研修を含む9年間(うち4年間は医師の不足している地域で勤務)医療に従事) ・青森県弘前大学医師研修学資金制度及びキャリア形成プログラムについての詳細は、青森県庁ホームページ (<a href="https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kenko/iryu/ishisyugakushikin.html">https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kenko/iryu/ishisyugakushikin.html</a>)にて確認願います。</p>	R3	

<p>一般選抜(前期日程)</p>	<p>(iii) 一般選抜地域枠(前期・後期)</p>	<p>15</p>	<p>0</p>	<p>入学者の選抜は、令和3年度大学入学共通テストの成績と、本学が実施する個別学力検査等(学力検査、総合問題、小論文、面接試験)及び出願書類の内容を総合評価して行います。選抜内容は、学部学科等により異なります。</p> <p>医学部医学科の2段階選抜の取扱い</p> <p>(1) 2段階選抜は、医学部医学科前期日程の志願倍率が8倍を超えた場合に、大学入学共通テストの教科・科目(19ページ参照)の成績の合計点(1,000点満点)により行い、その合格者に個別学力検査等を行います。ただし、上記倍率を超えた場合でも個別学力検査等を適切に実施できると判断した場合は、第1段階選抜の倍率を緩和することがあります。</p> <p>(2) 第1段階選抜を実施する場合は、志願者全員に「第1段階選抜結果通知書」を送付するとともに、不合格者には「入学検定料返還手続書類」を速達郵便で送付します。</p> <p>なお、第1段階選抜の結果通知は令和3年2月10日(水)以降に郵送しますが、2月15日(月)を過ぎて届かない場合は、入試課へお問合せください。また、大学入学共通テスト特例追試験受験者へは、令和3年2月22日(月)以降に別途連絡します。連絡が無い場合は、入試課へお問合せください。</p> <p>(3) 第1段階選抜の実施の有無については、以下のとおり特設サイトにて発表しますので、必ず確認してください。 発表日時: 令和3年2月10日(水)午後2時(予定) ●特設サイト(<a href="https://sp-myushi.hirosaki-u.ac.jp/">https://sp-myushi.hirosaki-u.ac.jp/</a>)</p> <p>医学部医学科の「青森県定着枠」と「一般枠」の取扱い</p> <p>(1) 「青森県定着枠」受験者のうち合計点の点数順に上位15人を「青森県定着枠」合格者とします。</p> <p>(2) 上記①の結果「青森県定着枠」において不合格となった者を「一般枠」に組み入れます。すなわち、「一般枠」と「青森県定着枠」のうち不合格者を併せて、上位50人を「一般枠」の合格者とします。</p> <p>(3) 上記において、面接の得点が低いと不合格になる場合があります。</p>	<p>本学に出願することができる者は、次のいずれかに該当し、かつ、出願する学部・学科等が定める令和3年度大学入学共通テストの利用教科・科目等(15ページの表参照)を全て受験する者となります。</p> <p>(1) 高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者及び令和3年3月卒業見込みの者</p> <p>(2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者及び令和3年3月修了見込みの者</p> <p>(3) 専修学校の高等課程(修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者及び令和3年3月31日までに修了見込みの者</p> <p>(4) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者及び令和3年3月31日までに修了見込みの者、又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したものの者</p> <p>(5) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者及び令和3年3月31日までに修了見込みの者</p> <p>(6) 文部科学大臣の指定した者(昭和23年5月31日文科省告示第47号)</p> <p>(7) 高等学校卒業程度認定試験規則(平成17年文科省令第1号)による高等学校卒業程度認定試験に合格した者(旧大学入学資格検定に合格した者を含む。)で、令和3年3月31日までに18歳に達する者</p> <p>(8) 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、令和3年3月31日までに18歳に達する者</p> <p>なお、出願資格⑧の入学資格審査を申請する者は、令和2年12月11日(金)までに入試課へ問合せのうえ、申請書類を提出してください。</p> <p>一般選抜(前期日程)医学部医学科「青森県定着枠」を受験できる者は、上記①～⑧のいずれかに該当し、かつ、卒業(医師国家試験合格を前提)後、下記の事項について遵守する者です。</p> <p>① 卒業後、直ちに弘前大学医学部附属病院又は医学研究科関連施設の臨床研修プログラムにしたがって臨床研修を行うこと。</p> <p>② 上記臨床研修修了後、引き続き弘前大学医学部附属病院又は医学研究科関連施設で医療に従事すること。</p> <p>③ 上記①②の定めの下で、臨床研修開始後少なくとも9年間医療に従事すること。</p> <p>④ 「医療従事」の範囲及び「医療従事期間中」の詳細について、別に示す誓約内容を遵守すること。</p>	<p>R3</p>	
<p>学士編入学(第2年次)試験</p>	<p>(iv) その他※備考欄に詳細を記入</p>	<p>20</p>	<p>0</p>	<p>1. 第1次選抜試験 出願書類の審査及び学力試験により選抜を行い、募集人員の3倍程度を第1次選抜合格者とします。 (1) 出願書類審査: TOEFL受験結果について審査を行う。 ※My Bestスコアではなく、特定の試験実施日のスコアを利用します。 (2) 学力検査 試験科目 時間 令和2年11月29日(日) 基礎自然科学・数学 13:00 ~ 15:00 試験場 弘前大学医学部 注: 基礎自然科学の試験は、常識的な物理、化学、生物の知識を問います。</p> <p>2. 第2次選抜試験 第1次選抜試験合格者に対して、志望理由書に基づく面接を行います。 (1) 実施日程 試験日 試験科目 時間 令和2年12月20日(日) 個人面接 13:00 ~ 16:00(予定) 試験場 弘前大学医学部 (2) 第1次選抜試験、第2次選抜試験の結果を総合して判定し、最終合格者を決定します。 ただし、面接の評価が低いと不合格になる場合があります。</p> <p>3. 試験科目の配点 区分 試験科目 配点 第1次選抜 TOEFL 120 基礎自然科学・数学 200 第2次選抜 個人面接 200 計 520</p>	<p>1. 卒業(医師国家試験合格を前提)後、直ちに弘前大学医学部附属病院の臨床研修プログラムにしたがって臨床研修を行うことを誓約できる者</p> <p>2. 次の各号のいずれかに該当する者</p> <p>(1) 修業年限4年以上の大学を卒業した者及び令和3年3月までに卒業見込みの者</p> <p>(2) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第104条第4項の規定により学士の学位を授与された者及び令和3年3月までに授与見込みの者</p> <p>(3) 大学院の修士課程及び博士課程を修了した者及び修了見込みの者</p> <p>(4) 外国において学校教育における16年の課程を修了した者及び令和3年3月までに修了見込みの者</p>	<p>R2</p>	<p>医学部医学科以外の学部学科を卒業した学士等を対象とする2年次編入制度に係る入学試験</p>
<p>合計</p>		<p>82</p>	<p>27</p>				

(※1) 貴大学の学生募集要項の事項をそのままご記入ください。  
※空欄がある場合は、何も記入せずにそのままご提出ください。

②令和3年度に実施する地域枠学生(令和4年入学)の選抜について、下記をご記入ください。複数種類の選抜を行っている場合には、それぞれご記入ください。  
また、参考としてPRのために作成した文書(リーフレット、ホームページ、テレビ、新聞、雑誌等)の写しをご提出ください。

名称	入試区分	選抜方式	募集人数		選抜方法(※1)	出願要件(※1)	開始年度	備考
				うち臨時定員分				
総合型選抜	(ii)総合型選抜	別枠(先行型)	42	27	<p>大学入学共通テストの得点、個人面接及びケーススタディの自学自習の評価を総合して選抜を行います。</p> <p>1. 個人面接 複数の教員により将来性、積極性、信頼感、自己統制、社会性を受験者1人ずつに同程度の面接を行う。 1人当たり25分程度とする。</p> <p>出願の際に提出された調査書及び志望理由書を面接の参考資料として使用する。</p> <p>2. ケーススタディの自学自習 与えられたシナリオ及び資料を読み、自身の考えを論述させる。 ※ワークショップは令和4年度選抜では実施しない。</p>	<p>次の要件を備え、合格した場合は入学することを確約できる者</p> <p>1. 次にあげる地域の高等学校若しくは中等教育学校を令和3年3月に卒業した者又は令和4年3月に卒業見込みの者 (1)青森県内枠-----青森県 (2)北海道・東北枠-----北海道、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県</p> <p>2. 人物、学力ともに優れ、高等学校等における調査書の全体の学習成績の状況(評定平均値)が4.3以上の者</p> <p>3. 卒業(医師国家試験合格を前提)後、下記の事項について遵守できる者 (1)青森県内枠 卒業後、直ちに青森県のキャリア形成プログラム(※)にしたがって、臨床研修を含む9年間(うち4年間は医師の不足している地域)医療に従事すること なお、入学者は、青森県・青森県国民健康保険団体連合会が募集する青森県弘前大学医師修学資金制度の修学生として、修学資金の貸与を受けなければならない</p> <p>(2)北海道・東北枠 卒業後、直ちに青森県のキャリア形成プログラム(※)にしたがって、臨床研修を含む9年間(うち4年間は医師の不足している地域)医療に従事すること</p> <p>4. 次のとおり令和4年度大学入学共通テストの5教科7科目をすべて受験する者 (国語)国語を1 (地歴)世A、世B、日A、日B、地理A、地理B ] から1 (公民)現社、倫、政経、倫政経 (数学)数I・数Aを1 数II・数Bを1 (理科)物理、化学、生物から2 (外国語)英語を1</p> <p>注1) 受験を要する教科・科目数を超過して受験した場合は、得点の高い科目を採用します。 ただし、「地歴」、「公民」については、第1解答科目の成績を優先して用います。</p> <p>注2)「英語」の配点については、リーディング(100点満点)とリスニング(100点満点)の合計得点を利用します。なお、リスニングの受験を免除された者については、リーディングの成績を200点満点に換算して利用します。</p> <p>(※)医療法に基づき、卒業後は青森県のキャリア形成プログラムが適用される(臨床研修を含む9年間(うち4年間は医師の不足している地域で勤務)医療に従事)</p> <p>・青森県弘前大学医師修学資金制度及びキャリア形成プログラムについての詳細は、青森県庁ホームページにて確認願います。 (<a href="https://www.pref.aomori.jp/soshiki/kenko/iryo/ishisyugakushikin.html">https://www.pref.aomori.jp/soshiki/kenko/iryo/ishisyugakushikin.html</a>)</p>	R4	

<p>一般選抜(前期日程)</p>	<p>(iii)一般選抜地域枠(前期・後期)</p>		<p>20</p>	<p>0</p>	<p>入学者の選抜は、令和4年度大学入学共通テストの成績と、本学が実施する個別学力検査等(個別学力検査、総合問題、小論文、面接試験)及び出願書類の内容を総合評価して行います。志望する学科等が異なる全ての個別学力検査等(16～20ページ参照)を受験しなければ、合格者とはなりません。</p> <p>医学部医学科の2段階選抜の取扱い 医学部医学科の2段階選抜は、前期日程の志願倍率が8倍を超えた場合に、大学入学共通テストの教科・科目(18ページ参照)の成績の合計点(1000点満点)により行い、その合格者に個別学力検査等を行います。ただし、上記倍率を超えた場合でも個別学力検査等を適切に実施できると判断した場合は、第1段階選抜の倍率を緩和することがあります。</p> <p>医学部医学科の「青森県定着枠」と「一般枠」の取扱い ①「青森県定着枠」受験者のうち合計点の点数順に上位8人を「青森県定着枠」合格者とし、 ②上記①の結果、「青森県定着枠」において不合格となった者を「一般枠」に組み入れます。すなわち、「一般枠」と「青森県定着枠」のうち不合格者)を合わせて、上位35人を「一般枠」の合格者とし、 ③上記において、面接の得点が低いと不合格になる場合があります。</p> <p>一般選抜に出願することができる者は、次のいずれかに該当し、かつ、出願する学部・学科等が定める令和4年度大学入学共通テストの利用教科・科目等(16～20ページの表参照)全てを受験する者として、 ① 高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者及び令和4年3月卒業見込みの者 ② 通常の課程による12年の学校教育を修了した者及び令和4年3月修了見込みの者 ③ 専修学校の高等課程(修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者及び令和4年3月31日までに修了見込みの者 ④ 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者及び令和4年3月31日までに修了見込みの者、又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したものの者 ⑤ 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者及び令和4年3月31日までに修了見込みの者 ⑥ 文部科学大臣の指定した者(昭和23年5月31日文部省告示第47号) ⑦ 高等学校卒業程度認定試験規則(平成17年文部科学省令第1号)による高等学校卒業程度認定試験に合格した者(旧大学入学資格検定に合格した者を含む。)で、令和4年3月31日までに18歳に達する者 ⑧ 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、令和4年3月31日までに18歳に達する者 注1) 出願資格⑧の入学資格認定を申請する者は、募集要項で締切を確認のうえ、あらかじめ入試課へ申し出てください。 注2) 医学部医学科の「青森県定着枠」を受験できる者は、上記①～⑧のいずれかに該当し、かつ、卒業(医師国家試験合格を前提)後、直ちに青森県のキャリア形成プログラム(※)にしたがって、臨床研修を含む9年間(うち4年間は医師の不足している地域)医療に従事することを遵守できる者です。 (※)・医療法に基づき、卒業後は青森県のキャリア形成プログラムが適用される(臨床研修を含む9年間(うち4年間は医師の不足している地域で勤務)医療に従事) ・キャリア形成プログラムについての詳細は、青森県庁ホームページにて確認願います。 (<a href="https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kenko/iryo/ishisyugakushikin.html">https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kenko/iryo/ishisyugakushikin.html</a>)</p>	<p>R4</p>
<p>学士編入学(第2年次)試験</p>	<p>(iv)その他※備考欄に詳細を記入</p>		<p>20</p>	<p>0</p>	<p>1. 第1次選抜試験 出願書類の審査及び学力試験により選抜を行い、募集人員の3倍程度を第1次選抜合格者とします。 (1) 出願書類審査: TOEFL受験結果について審査を行います。 ※My Bestスコアではなく、特定の試験実施日のスコアを利用します。 (2) 学力検査 試験科目 時間 令和3年11月28日(日) 基礎自然科学・数学 13:00～15:00 試験場 弘前大学医学部 注: 基礎自然科学の試験は、常識的な物理、化学、生物の知識を問います。</p> <p>2. 第2次選抜試験 第1次選抜試験合格者に対して、志望理由書に基づく面接を行います。 (1) 実施日程 試験日 試験科目 時間 令和3年12月19日(日) 個人面接 13:00～16:00(予定) 試験場 弘前大学医学部 (2) 第1次選抜試験、第2次選抜試験の結果を総合して判定し、最終合格者を決定します。 ただし、面接の評価が低いと不合格になる場合があります。</p> <p>3. 試験科目の配点 区分 試験科目 配点 第1次選抜 TOEFL 120 基礎自然科学・数学 200 第2次選抜 個人面接 200 計 520</p> <p>1. 卒業(医師国家試験合格を前提)後、直ちに弘前大学医学部附属病院の臨床研修プログラムにしたがって臨床研修を行うことを確約できる者 2. 次の各号のいずれかに該当する者 (1) 修業年限4年以上の大学を卒業した者及び令和4年3月までに卒業見込みの者 (2) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第104条第4項の規定により学士の学位を授与された者及び令和4年3月までに授与見込みの者 (3) 大学院の修士課程及び博士課程を修了した者及び修了見込みの者 (4) 外国において学校教育における16年の課程を修了した者及び令和4年3月までに修了見込みの者</p>	<p>R2</p> <p>医学部医学科以外の学部学科を卒業した学士等を対象とする2年次編入制度に係る入学試験</p>
<p>合計</p>			<p>82</p>	<p>27</p>		

(※1) 貴大学にて作成予定の学生募集要項の事項をそのままご記入ください。  
※空欄がある場合は、何も記入せずにそのままご提出ください。

## 1-2. 教育内容

①地域枠学生が卒後に勤務することが見込まれる都道府県での地域医療実習など、地域医療を担う医師養成の観点からの教育内容の概要(令和4年度)について、5～6行程度で簡潔にご記入ください。

1年次の「臨床医学入門」では早期に地域医療実習を体験し、3年次の「社会医学実習」では地域保健活動の実態を学ぶ。また、2年次の「地域医療入門」及び4年次の「臨床実習入門」では、地域の医師による講義等により、5～6年次に行われる「臨床実習Ⅰ・Ⅱ」での予備知識となる地域医療の現状や課題を学ぶ。これらの地域社会との連携による教育の実践により、地域社会に参画する意欲・態度の形成及び医師としての役割の理解向上を図る。

(参考: 記入例)

1～2年次には、「○○」という科目を開講するとともに「△△」を必修化し、～～を学んでいる。3～4年次には、××実習を行い、～～を学んでいる。またキャリア支援として□□を実施している。令和4年度からは、■■を新たに開始するなど、～～を図ることとしている。

②(過去に地域枠を設定したことがある場合)これまでの取組・実績を、3～5行程度で簡潔にご記入ください。

平成20年度から地域枠による増員を開始し、地域枠で入学した1～4年次学生へのレポート課題、5・6年次学生との面談、地域定着枠学生支援委員会の設置等により、地域枠学生への指導・助言を行ってきた。令和3年度までに903名の地域枠学生を確保し、そのうち約400名が既に卒業し青森県内の地域医療に貢献している。

(参考: 記入例)

平成○年度から地域枠による増員を開始し、□□、■■などの取組を行ってきた。令和3年度までに△名の地域枠学生を確保し、そのうち▲名が現在～～として地域医療に貢献している。

③上記①の教育内容(正規科目)について、講義・実習科目内容をご記入ください。また、参考としてシラバスの写しをご提出ください。

対象学年	講義・実習名	対象者 (※1)	必修／選択の別		講義／実習の別	単位数	開始年度
			地域枠学生	その他の学生			
1	臨床医学入門	全員	必修	必修	実習	2	H21以前
2	地域医療入門	全員	必修	必修	講義	1	H21以前
3	社会医学実習	全員	必修	必修	実習	2	H21以前
4	臨床実習入門	全員	必修	必修	実習	10	H26
5	臨床実習Ⅰ	全員	必修	必修	実習	44	H26
6	臨床実習Ⅱ	全員	必修	必修	実習	28	H26

(※1)対象者は、当該講義・実習を受講可能な学生を「地域枠学生」「全員」のうちから選択ください。(地域枠学生の希望者のみの場合は、対象者を「地域枠学生」、必修／選択の別を「選択」とご記載ください。

※空欄がある場合は、何も記入せずそのままにご提出ください。



④大学の正規科目以外で、提供する地域医療教育プログラムがあれば、その内容をご記入ください。

対象学年	プログラム名	対象者 (※1)	都道府県との連携	期間 (例:○週間)	プログラムの概要(1~2行程度)	開始年度

(※1)対象者は、当該講義・実習を受講可能な学生を「地域枠学生」「全員」のうちから選択ください。

※空欄がある場合は、何も記入せずにご提出ください。

⑤上記③④以外に、地域医療を担う医師の養成に関する取組等があれば、簡潔にご記入ください。(令和3年度以前から継続する取組を含む)(1~2行程度)

取組の名称	取組の概要(1~2行程度)	開始年度
地域医療に特化した寄附講座の開設	地域循環型総合診療医養成システムの構築及び実証の教育・研究をはじめ、周産期医療、障害児者医療、救急医療従事者の人材養成を行っている。	H21以前
地域医療機関との連携	地域の医療現場の実際について講義を行い、地域医療の将来を担う人材育成と理解向上を図るとともに、地域医療機関との連携を更に強化することを目的として、臨床教授・臨床准教授の任命制度を導入している。	H21以前
「弘前大学専門医養成病院ネットワーク」の構築	地域医療機関と連携・協力し、学部教育から臨床実践へ、更に専門医養成まで一貫した人材育成の教育体制を整備している。	H21以前
「合同説明会及び出張説明会」の開催	青森県及び県内臨床研修病院で組織する青森県医師臨床研修対策協議会に参加・協力して、臨床研修病院合同説明会・専門研修プログラム合同説明会を開催し、医学部学生に青森県内の研修体制について情報提供している。	H21以前
「プライマリ・ケア・セミナー」の開催	附属病院において開催している研修医を対象としたプライマリ・ケア・セミナーを外部へ公開し、併せて遠隔地へ配信を行っている。医学部学生及び地域の研修医への教育、地域医療に従事している医師等への生涯教育となっている。	H21以前

※空欄がある場合は、何も記入せずにそのままご提出ください。

## 2. 都道府県等との連携

①都道府県が設定する奨学金について、以下をご記入ください。併せて、都道府県が厚生労働省に提出する予定の地域の医師確保等に関する計画及び「地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律」(平成元年法律第64号)第4条に規定する都道府県計画等に位置づけることを約束する文書を添付して下さい。  
なお、複数の奨学金を設定している場合は、それぞれ記入ください。

奨学金の設定主体	貸与人数	貸与対象	貸与額 (例:200,000)		返還免除要件	選抜方法		診療科の限定の有無	(診療科の限定がある場合) その診療科名	備考
			月額	総貸与額		選抜時期	大学の関与の有無(※1)			
青森県	27	新入生	(1)一般枠 入学料、授業料相当分  (2)特別枠 入学料、授業料相当分+入学一時金+奨学金(月額10万円)	(1)一般枠 3,496,800円  (2)特別枠 10,796,800円	貸与期間の1.5倍の年数、県が指定する医療機関に勤務する。  ※特別枠については、勤務期間のうち4.5年は町村部等の医療機関、4.5年のうち2年は町村部の医療機関とする。	③地域枠入学者であれば別途選抜を実施せず貸与	○		特別枠については、内科、外科、整形外科、総合診療科に限定	大学が決定した地域枠入学者に修学資金を貸与するが、特別枠については、全体27名のうちから希望者を募集し、5名以内を選抜する。(特別枠の選抜には大学は関与しない)

(※1)○の場合は、備考欄に詳細をご記入ください。

※空欄がある場合は、何も記入せずにそのままご提出ください。

②その他、都道府県と連携した取組があれば、簡潔にご記入ください。(例:在学中の学生に対する都道府県と連携した相談・指導、卒後のキャリアパス形成等に対する支援)(1~2行程度)

取組の名称	取組の概要(1~2行程度)	開始年度
修学資金貸与学生等との面談	青森県地域医療支援センターの専任医師が中心となって面談を行い、卒後のキャリアパス等について助言、指導を行う。	H21以前
弘前大学医学部医学科生と知事との懇談会	新入生及び5年生を対象にして知事との懇談を実施し、本県の医療行政や地域医療の重要性等について理解を深めてもらう。	H21以前
弘前大学医学生地域医療早期体験実習	弘前大学医学部医学科2~4年生の希望者を対象とし、夏季休暇中の3日間をへき地の医療施設で体験実習を行う。	H24

※空欄がある場合は、何も記入せずにそのままご提出ください。

## 3. その他

1~2に記入したものを以外で、その他、地域の医師確保の観点から大学の今後の取組があれば、簡潔にご記入ください。(1~3行程度)

特に、都道府県からの奨学金の貸与を受ける者、地域枠入学者を確保するために貴大学で取り組まれていることや今後の取組み予定がありましたら、ご記入ください。

令和4年度から、学士編入学を除く全ての地域枠入学者62人を青森県のキャリア形成プログラムの適用対象とすることとした。今後は、青森県と連携を図りながら卒業後の動向等を把握していく予定である。

## 2. 研究医養成のための入学定員増について

増員希望人数

### (1) 令和4年度研究医養成のための入学定員増について

#### 大学が講ずる措置

※令和3年度までの取組を継続して行う場合には、必要に応じて見直しを行ったうえで、当該取組も記載すること。

#### 1. コンソーシアムの形成

①以下をご記入ください。複数のコンソーシアムを形成している場合には、コンソーシアムごとにご記入ください。

	連携大学	取組の概要(1~3行程度)	(連携先大学が研究医枠による増員を行っている場合) 連携大学との役割分担(※1)	開始年度
No.1				
No.2				
No.3				

(※1)過去に研究医枠により入学定員増を実施したことがない大学のみご記入ください。過去に研究医枠による増員を行った大学については、当該欄は記入不要です。

## 2. 特別コース(※)の設定

(※)「特別コース」とは、学部・大学院教育を一貫して見通した研究医養成のための重点的プログラムを指します。

①特別コースの概要について、5～6行程度で簡潔にご記入ください。その際、平成22年度～令和3年度に実施した取組で継続して行うもののほか、令和4年度に新たに行おうとする取組についてもご記入ください。

(選抜の時期、授業内容、特別コースに入ることにより大学院進学が促進される仕組み(MD-PhD、単位の先行履修、論文認定、キャリア支援の取組など)

	(参考: 記入例) MD-PhDコースや▲年次での大学院進学を促すとともに、○年次に選抜を行い、「○○」という科目等を開講して～～を学んでいる。学部・大学院で一貫した研究を促すため、△△、□□を行っている。またキャリア支援として、～～を実施している。令和4年度からは、■■を新たに開始するなど、～～を図ることとしている。
--	---

②研究医養成のための一貫した特別コースについて、以下をご記入ください。併せて、概要がわかる資料をご提出ください。

選抜の時期 (※1)	コースの名称	年次	募集定員 (※2)	大学院への進学時期 (※3)	開始年度	備考
選抜入試						
特定の学年次に希望者を募集						
その他(備考欄に詳細を記入)						

(※1)複数段階に分けて選抜を行っている場合には、該当する全てに○をご記入ください。

(※2)最低人数を定めている場合には、「○名以上」という形でご記入ください。

(※3)特別コースの学生の大学院進学時期について全てご記載ください。(例:5年次(MD-PhD)／卒後直後に進学／卒後、臨床研修後に進学／卒後、臨床研修と並行して進学)

③研究医養成のための選抜入試について、以下をご記入ください。

研究医養成のために特別な入試を実施しているか。	
-------------------------	--

(「○」を選択した場合)以下をご記入するとともに、募集要項の写しをご提出ください。

名称	入試区分	募集人数		選抜方法(※1)	開始年度	備考
			うち臨時定員分			
合計		0	0			

(※1)貴大学にて作成予定の学生募集要項の事項をそのままご記入ください。

※複数種類の選抜を行っている場合には、それぞれご記入ください。

※空欄がある場合は、何も記入せずにそのままご提出ください。

④研究医養成のための教育内容(正規科目)について、以下をご記入ください。また、参考としてシラバスの写しをご提出ください。

対象学年	講義・実習名	対象者 (※1)	必修／選択の別		講義／実習 の別	単位数	開始年度
			研究医コース 学生	その他の 学生			

(※1)対象者は、当該講義・実習を受講可能な学生を「研究医コース学生」「全員」のうちから選択ください。(研究医コース学生の希望者のみの場合は、対象者を「研究医コース学生」、必修／選択の別を「選択」とご記載ください。)

※空欄がある場合は、何も記入せずにそのままご提出ください。

⑤大学の正規科目以外で、研究医養成プログラムがあれば、その内容をご記入ください。

対象学年	プログラム名	対象者 (※1)	期間 (例:○週間)	プログラムの概要(1~2行程度)	開始年度

(※1)対象者は、当該講義・実習を受講可能な学生を「研究医コース学生」「全員」のうちから選択ください。

※空欄がある場合は、何も記入せずにそのままご提出ください。

⑥特別コースに関する取組のうち、以下の項目に関連するものについてご記入ください。なお、必要に応じて内容がわかる資料をご提出ください。

(項目: 専用の入試枠の設定による選抜の実施、学生が研究活動を実施するために必要となる研究費の予算措置、学生の学会発表、論文発表の機会の設定及び指導体制の構築、臨床研修により研究活動が中断されることのないようにするための配慮、研究医となった際の常勤ポストの確保、海外での研修の機会(1か月以上))

(項目)	概要(1~2行程度)	開始年度

※空欄がある場合は、何も記入せずにそのままご提出ください。

⑦上記②~⑥以外に、研究医養成の特別コースに関する取組等があれば、簡潔にご記入ください。  
(令和3年度以前から継続する取組を含む)(1~2行程度)

取組の名称	取組の概要(1~2行程度)	開始年度

※空欄がある場合は、何も記入せずにそのままご提出ください。

⑧特別コースの履修者の確保状況について、以下をご記入ください。

	R1	R2	R3	直近3年間の平均
人数(名)				#DIV/0!

※当該年度の新規履修者のみを計上してください。

### 3. 奨学金の設定

① 卒後一定期間の研究医としての従事を要件とする奨学金の設定について、以下をご記入ください。  
 複数の奨学金を設定している場合には、それぞれについてご記入ください。

	名称	設定主体 (例: 大学、 〇〇財団)	給付/貸与 の別	支給対象	募集人数	選抜の有無	支給期間 (例: 大学院1~3年次(3年 間))
No.1							
No.2							
No.3							

(続き)

	支給額 (例: 200,000)		返還免除要件	開始年度	備考
	月額	総支給額			
No.1					
No.2					
No.3					

※空欄がある場合は、何も記入せずにそのままご提出ください。

## (2) 研究医養成拠点として相応しい実績

①-1. 継続的に大学院生を輩出してきた客観的な実績について、以下をご記入ください。

(入学年度)	R1	R2	R3	直近3年間の平均
基礎・社会系大学院進学者数 【A】				#DIV/0!
臨床系大学院進学者数 【B】				#DIV/0!

(博士課程修了年度)	H30	R1	R2	直近3年間の平均
【A】の修了者数【C】				#DIV/0!
【B】のうち、基礎・社会学系の 論文(又は共著論文)を執筆し た修了者数【D】				#DIV/0!
合計	0	0	0	0

①-2. その他、継続的に大学院生を輩出してきた客観的な実績があれば、簡潔にご記入ください。(1~3行程度)

②-1. 継続的に研究医を輩出してきた客観的な実績について、以下をご記入ください。

(博士課程修了年度)	H30	R1	R2	直近3年間の平均
【C】【D】のうち、基礎・社会学 研究分野の就職者数				#DIV/0!
【C】【D】のうち、臨床系に就職 したが基礎・社会学研究に従 事する者等の数(※1)				#DIV/0!
合計	0	0	0	0

(※1) 一度臨床系(基礎系以外)に進んだものの実態としては研究に従事している又は従事する見込みがある者の数。

(例: 臨床医として働きながら研究活動を行っている者、常勤ポストではないが大学の身分を有し研究活動を行っている者、現在臨床医として勤務しているが将来的に研究に従事する意思を大学が確認している者)

②-2. その他、継続的に研究医を輩出してきた客観的な実績があれば、簡潔にご記入ください。(1~3行程度)



③大学教育改革の支援に関する補助事業の採択実績等  
 ※必要に応じて内容がわかる資料をご提出ください。

採択事業名	採択年度 (○年度～ ○年度)	概要(1～3行程度)

④他大学と比較した際に研究医養成拠点として相応しいと考えられる客観的な実績(科学研究費採択率等)  
 ※必要に応じて内容がわかる資料をご提出ください。

概要(1～3行程度)

**(3) 過去に研究医枠による入学定員増を実施した場合の令和3年度における状況**

①過去に入学定員増を実施した際に計画していた研究医養成に関する取組について、その有効性が高いことを確認している旨を、確認方法等とともにご記入ください。  
 (例: 第三者による評価、学内委員会による評価)

--

### 3. 歯学部入学定員の削減を行う大学の特例に伴う入学定員増について

増員希望人数

#### (1) 歯学部入学定員の削減人数

①平成22年度～令和3年度における歯学部入学定員について、以下をご記入ください。

	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	H22～R1合計
歯学部入学定員												
歯学部編入学定員												
計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
対前年減		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	H22～R1合計	R2	R3
歯学部入学定員の削減に伴う医学部の臨時定員増員数												0	0	0

#### (2) 令和4年度歯学部入学定員の削減を行う大学の特例に伴う入学定員増について

①当該入学定員増の概要(令和4年度)について、1～2行程度で簡潔にご記入ください。

	<p>(参考: 記入例)</p> <p>○年度に歯学部定員を削減した△名分について、医学部定員の再増員を行う。</p>
--	---

## 大学別医学部入学定員一覧

大学名	属性 (国公私)	R3年度定員	本増員計画による 入学定員増を行わ ない場合の令和4 年度の入学定員	R4年度 増員数	R4年度 定員 (計画)
弘前大学	国立	112	85	27	<b>112</b>

大学名	令和3年度 定員	本増員計画による 入学定員増を行わ ない場合の令和4 年度の入学定員	令和4年度増員計画			令和4年度 定員 (計画)	令和4年度増員計画
				増員数	都道府県ごとの内訳		教育内容の概要
弘前大学	112	85	地域枠	27	青森県	27	4年次の「臨床医学入門」では半期に地域医療実習を体験し、3年次の「社会医学実習」では地域保健活動の実態を学ぶ。また、2年次の「地域医療入門」及び4年次の「臨床実習入門」では、地域の医師による講義等により、5～6年次に行われる「臨床実習Ⅰ・Ⅱ」での予備知識となる地域医療の現状や課題を学ぶ。これらの地域社会との連携による教育の実践により、地域社会に参画する意欲・態度の形成及び医師としての役割の理解
					0	0	
					0	0	
					0	0	
					0	0	
研究医枠	0		0				
歯学部振替枠	0		0				

# 教 員 名 簿

学 長 の 氏 名 等						
調書 番号	役職名	フリガナ 氏名 <就任(予定)年月>	年齢	保有 学位等	月額基本給 (千円)	現 職 (就任年月)
一	学長	フクダ シンサク 福田 眞作 <令和2年4月>		医学博士		弘前大学学長 (令和2年4月～令和6年3月)

(注) 高等専門学校にあっては校長について記入すること。